

第十一部 企業局

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月時点の企業局は、県庁に管理部及び事業部の二部を設置し、管理部は総務課、経営企画課、経理課及び販売促進課の四課、事業部は発電課、開発課及び水道課の三課、全体では、七課十六地域機関で構成され、職員数は、二百五十二人であった。

以後の主な組織の変遷は、次のとおりである。

管理部と事業部の二部制については、平成八年四月に、事業推進の円滑化、経営機能の強化を図るために導入したが、厳しい経営環境の中で、経営の安定化・健全化を図るため管理部門の合理化を行い、十六年三月に管理部を廃止し、続いて十八年三月に事業部を廃止した。

平成十六年四月からは、企業局長を、また、板倉ニュータウンの開発、販売を強力に推進するため、十八年四月から二十年三月までの間、板倉ニュータウン部長を、さらに二十年四月から二十三年三月まで、技監を設置して、管理部門

と事業部門のバランスを取りながら事業を円滑に推進した。

経営企画課については、観光施設事業の経営改革業務の縮小等の理由により平成十五年三月に総務課に業務を引き継ぎ廃止した。その後、十八年四月から二十年三月までの二箇年間は、経営戦略機能を強化する目的で、総務課の課内室であった経営企画室を廃止し、局内室として経営戦略室を設置した。

発電事業では、水力発電所の運転管理を集中して行うため、平成九年四月、管理総合事務所を設置した。その後、十年四月には、渋川工業用水道の、十一年四月には、東毛工業用水道の監視制御を追加し、工業用水道の監視制御は二十四年三月まで実施した。

発電事務所及び発電所関係では、坂東発電事務所に設置していた下久保支所を、組織の簡素化等を図る目的で平成十九年三月に廃止し、業務を同事務所の管理グループと発電グループに吸収した。

一方、平成十四年四月から二十四年三月の間、狩宿第二、東第二、小坂子及び新利南発電所の運転を開始した。

団地造成事業では、平成十四年四月には、販売促進課及び開発課の二組織が団地の開発及び販売を分担して行っていた。その後、板倉ニュータウンの開発販売に加え、新規工業団地の開発等の課題に対応するため組織を再編し、効率的な事業実施に努めた。

平成十四年四月の組織改正では、東毛建設総合事務所及び西毛建設事務所の二地域機関を各事務所の業務内容等を勘案し、それぞれ、開発課及び水道課の地域機関として再編した。

東毛建設総合事務所については、平成十六年四月に団地造成事業の経営改革に伴う規模縮小により名称を東毛建設事務所とした後、十七年三月に、団地造成事業の見直しに伴い廃止したが、二十一年四月に、板倉ニュータウン及び新規工業団地の開発検討を踏まえ、団地総合事務所を設置し二十三年度末現在に至る。

なお、板倉ニュータウン販売センターは、管理部販売促進課の地域機関であったが、平成二十一年四月に、団地総合事務所の支所となり二十三年度末現在に至っている。

西毛建設事務所は、平成十八年三月に県央第一水道の施設管路の建設工事等の終了に伴い廃止した。

ゴルフ場事業及び駐車場事業では、平成十八年度から指定管理者制度を導入し、県民サービスの向上と効率的な事

業運営に努めた。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月時点の企業局は、五課十四地域機関で組織され、職員数は、二百八十五名となった。

歴代の企業管理者等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
企業管理者	自平成一・九・二一 至平成一五・二・三二	野口 尚士
〃	自平成一六・一・一 至平成一九・七・二七	関根 宏一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二四・三・三二	篠崎 健司
管理部長	自平成二・四・一 至平成一五・三・三二	内田 賢輔
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三二	池田 秀廣
〃	自平成二・四・一 至平成一五・三・三二	真塩 満之
事業部長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三二	新井 洋征
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	角田 勇

技 監	板倉ニユ一 タウン部長	板倉ニユ一 タウン担当部長 (団地課長)	板倉ニユ一 タウン担当部長 (団地課長)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	企業局長	〃
至平成二三・三・三一	自平成二〇・四・三一	自平成一九・四・三一	自平成一九・三・三一	自平成一八・四・三一	自平成一八・三・三一	自平成一七・四・三一	自平成一七・三・三一	自平成一六・四・三一	自平成一六・三・三一	自平成一八・四・三一	自平成一七・四・三一
石川 明	橋本準之助	佐藤 則夫	佐藤 則夫	石川 明	茂木 悦郎	角田 雅博	洞口 幸男	引田 秀雄	池田 秀廣	洞口 幸男	

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 概要

企業局は、県民生活に不可欠な電気や、安全な水道水の安定的な供給に加え、企業誘致の受け皿づくりとして、産業団地の整備・分譲も進めてきた。また、その他にも事業を積極的に展開してきたところであったが、レジャー需要に対応する観光施設については、社会・経済情勢の移り変わりに伴い県営施設としての役割が終わった施設について、順次譲渡、廃止を進め、平成十四年度末に観光施設事業は団地造成事業と会計を統合した。また、住宅団地についても、少子化の進展、景気の低迷、地価の下落等による住宅需要の減少などにより分譲が伸び悩んだため、十六年度に新たな住宅団地開発は行わないこととするなど、経営基盤の安定化のための方策を講じてきた。

二 電気事業

電気事業は、企業局が経営する事業のうち最も歴史が古く、昭和三十三年の桃野発電所の運転開始以来、平成二十三年度末までに、水力三十二か所、汽力一か所、風力一か所の発電所を建設した。二十三年度の最大出力二十四万

七千キロワット、年間実績供給電力量は九億七千万キロワット時で、公営電気事業者としては全国一の規模となっている。

なお、水力発電所の運転・監視制御については、平成九年度から管理総合事務所で集中監視制御している。

近年は、特に未利用エネルギー等の開発に取り組んでおり、平成十六年六月には、落差工（導水路の落差があるため、水の流れが速まるのを減勢するとともに、水の流れを安定させるために設置した構造物）の未利用エネルギーを利用した狩宿第二発電所の運転を開始したほか、二十年二月には、県央第二水道の浄水場から低区調整池までの落差を利用した小坂子発電所の運転を開始した。また、河川維持流量を利用して十八年九月に東第二発電所、二十三年七月には平出ダムからの維持放流と無効放流を活用した新利南発電所の運転を開始した。

更に、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、水力発電では八ッ場発電所及び田沢発電所の新規開発調査を実施し、事業化の目処を立てたほか、風力発電についても、吉岡風力発電所に続く新たな開発可能性を求めて風況調査を継続して実施した。

三 工業用水道事業

工業用水道は、団地や道路と並んで、産業の発展を図る

うえで、重要な社会基盤のひとつであり、地盤沈下対策としても重要な役割を果たしている。

企業局は、渋川市を中心とした県央地域を給水区域とする渋川工業用水道と、主に太田市や館林市等の東毛地域を給水区域とする東毛工業用水道を運営している。

また、施設の監視制御については、管理総合事務所が集中監視制御を行ってきたが、機器更新に伴い、平成二十四年度から各工業用水道事務所で個別に監視制御を行うため、二十三年度末で集中監視制御を終了した。

四 水道事業

広域水道用水供給事業は、昭和五十年代以降増大していた水道用水の需要に対応し、市町村水道事業の経営安定化、水道料金の平準化を図るとともに、地盤沈下対策としても重要な役割を果たしている。

企業局は、県央地域を給水区域とする県央第一水道及び県央第二水道、東毛地域を給水区域とする新田山田水道及び東部地域水道を運営している。

また、水質検査体制の充実を図るため、平成九年度に水質検査センターを設置した。

五 団地造成事業

(一) 団地造成事業

昭和三十七年度から平成二十三年度末までに産業・工業団地八十六団地、住宅団地三十四団地を造成し、企業誘致、住環境の整備等を行った。

産業・工業団地造成事業については、「群馬県ものづくり・新産業創出基本条例」に基づき、製造業や本県産業の高度化に資する優良企業の誘致を積極的に推進した。

住宅団地造成事業については、周辺環境と調和した街づくりを進め、県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に宅地供給を行ってきたが、社会経済情勢の変化により、平成十六年度に「新住宅政策プロジェクト」として検討会議が開催され、全庁的な検討の結果、新たな住宅団地の取り組みは行わないこととし、造成済み、着工済みの住宅用地の分譲を推進した。

(二) ゴルフ場事業

ゴルフ場事業は、観光施設事業として運営してきた各種のスポーツ、休養施設のうちの一事業であり、昭和四十六年から営業を開始した。ゴルフ場事業以外の事業は、長期化する景気低迷の影響から、利用者の減少により収支均衡を維持することが困難となり、平成十四年度末までに全て廃止・譲渡した。その結果、観光施設事業を十四年度末で廃止し、十五年度以降は、団地造成事業会計の中でゴルフ場事

業のみ営業することとした。また、十八年度には、県民サービスの向上及び施設の効率的な運営を目指して、ゴルフ場事業に指定管理者制度を導入した。

(三) 格納庫事業

格納庫事業は、本県における警察、防災、救急医療等の活動を行うヘリコプターの拠点、並びに民間ヘリコプターの利活用も可能な「公共用ヘリポート」として、本県のヘリコプターネットワークの中心的役割を果たすことを目的に、昭和六十三年八月に開港した群馬ヘリポート内に建設したヘリポート用格納庫を賃貸するもので、群馬ヘリポートの役割を補完し、一層の有効活用を図ることを目的として、平成元年から営業を開始した。

(四) 業務用賃貸ビル事業

業務用賃貸ビル事業は、県庁舎周辺に点在していた県関係団体を集約化し、県民の利便性向上のため、賃貸ビルを建設したものであり、平成七年度から営業を開始した。

六 駐車場事業

駐車場事業は、高崎市街地の都市機能の確保と商店街の振興を目的として、高崎城址地下駐車場(駐車台数百九十二台)を平成六年度から、ウエストパーク一〇〇〇(駐車台数千台)を十三年度から営業を開始した。なお、高崎城址

地下駐車場は二十二年度末に高崎市へ譲渡した。

第二章 総務課

第一節 組織等の変遷

第二項 総務課

一 総務課

平成十四年四月時点の総務課の組織は、総務グループ及び財務グループの二グループと工事専門検査員を置いた体制であった。

総務グループは、平成二十年四月に、総務係に名称変更し、二十三年度末現在に至っている。

財務グループは、平成十五年四月に財務課に配置され、予算及び決算事務を同一所属で所掌することとなったが、十八年年四月に再び総務課に予算グループとして配置し

た。その後、二十年四月に予算係、二十一年四月に財政係と名称を変更し、二十三年度末現在に至っている。

工事専門検査員は、平成十五年四月に工事専門検査員グループとし、十七年度から二十年度の間は、工事検査の業務に加え、監察を担うこととなり、名称を十七年四月からは工事検査・監察グループ、二十年四月からは工事検査・監察係に変更した。二十一年四月以降は工事検査業務に特化し、名称を工事検査係と変更し、二十三年度末現在に至っている。

平成十五年四月には、三月末に廃止した経営企画課から経営企画業務を引き継ぎ、経営企画グループを配置し、その後、十七年四月に、経営企画グループを課内室の経営企画室に拡充した。その後、経営企画部門の更なる強化のため、十八年三月に経営企画室を廃止した上で、局内室であ

る経営戦略室へと格上げした。経営戦略室が二十年三月で廃止された後は、再び総務課内で当該業務を所管することとし、二十年四月に企画調整係を配置した。更に、二十一年四月には再び総務課の課内室として経営企画室へと拡充した後、二十三年度末現在に至っている。

平成二十四年三月時点の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

経営企画室 長	経営企画 係 (五名)	総務課長 次長(二名)		
		総務係 (五名)	財政係 (四名)	工事検査 係 (三名)
経営計画・経営分析、経営改革・戦略、経営企画会議、局所属長会議		組織、人事、服務、法規、給与、秘書、防災、公務災害、福利厚生、労働組合、文書、庶務	予算、議会、企業債、財政計画	建設工事の等の検査、積算基準、標準歩掛、契約制度の制定・改廃、公共工事等表彰

職名	在職期間	氏名
総務課長	自平成二四・四・三 至平成二八・三・三	野田 伸
企業局参事兼 総務課長	自平成二八・四・三 至平成一九・三・三	橋本準之助
〃	自平成一九・四・三 至平成一九・八・三	下条 茂雄
〃	自平成一九・九・三 至平成二〇・三・三	藍原 文雄
〃	自平成二〇・四・三 至平成二二・三・三	野本 彰一
〃	自平成二二・四・三 至平成二四・三・三	高草木方孝
経営企画室長	自平成二七・四・三 至平成二八・三・三	金居 成治
企画調整主監	自平成二〇・四・三 至平成二二・三・三	小倉 豊人
経営企画室長	自平成二一・四・三 至平成二二・三・三	堀越 義正
〃	自平成二二・四・三 至平成二三・三・三	金田 昇

〃	自平成二四・三・三一 至平成二四・三・三一	梶澤 康幸
---	--------------------------	-------

二 経営企画課

平成十四年四月時点の経営企画課の組織は、企画調整グループと経営グループの二グループ体制であった。

経営企画課は、観光施設事業の経営改善等に取り組んできたが、一定の成果が上がり、業務量の縮小が見込まれたこと、更に内部管理部門の整理合理化を図る目的から、平成十五年三月に業務を主として総務課に引き継ぎ、組織を廃止した。

課長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
経営企画課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	角田 雅博

三 経営戦略室

経営戦略室は、総務課の経営企画室で行っていた指定管理者制度導入後の対応や新たな工業団地の開発等大きな

課題に対応するため、平成十八年四月に局内室として、経営戦略グループの一グループ体制で設置した。二年間で課題を概ね達成したため、十九年度末で組織を廃止し、企画調整関係業務は二十年度には総務課に引き継がれた。

歴代の室長等は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
経営戦略室長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	金居 成治
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	高橋 厚
調整主監	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	小倉 豊人

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 職員定数の変遷

企業局の職員定数の変遷は、次のとおりである。

年月日	条例定数(人)	職員数(人)	増減の主な理由
平成一四・四・一	三九〇	三五二	観光施設事業及び団地造成事業の縮小
一五・四・一	三九〇	三三四	団地の開発抑制、観光施設事業の経営改善の収束
一六・四・一	三五〇	三二六	管理部廃止、団地の開発業務及び販売業務の縮小
一七・四・一	三三七	三一七	団地造成事業の見直し
一八・四・一	三二六	三〇六	事業部廃止、団地造成事業及び水道・工業用水道事業の見直し、経営戦略機能強化
一九・四・一	三一八	二九八	水道管理部門及び団地販売部門の再編
二〇・四・一	三一八	三〇一	新規工業団地開発に向け体制強化等
二一・四・一	三一八	二九五	前橋ゴルフ場直営に伴う体制強化、高浜発電事務所ガス・タービン運転休止
二二・四・一	三一八	二八九	団地造成事業の用地及び販売連携強化、渋川工業用水道改築工事終了
二三・四・一	三一八	二八五	団地造成事業の用地及び販売連携強化、渋川工業用水道改築工事終了

第二項 予算額の推移

企業局の予算規模(最終予算額)は、平成十五、十八、二十一の各年度においては、大規模な改築事業(工業用水道事業)や産業団地の分譲(団地造成事業)などによる一時的な増加がみられたものの、新規住宅用地の造成については十六年度に撤退を決めたことや、既存団地についても板倉ニュータウン建設において、十九年度以降は造成を行わなかったことなどから、十四年度の四百五十億円から二十三年度の三百二十億円へと縮小していった。

予算額の推移

(単位 千円)

年度	収益的		資本的		支出額計
	収入	支出	収入	支出	
平成 一四	二五、〇七七、三二三	二四、二九六、九六二	九、七〇〇、八六一	二〇、九九四、七四五	四五、二九一、七〇七
一五	二三、三七九、九五三	二一、九〇七、七五一	一八、五〇七、六五八	三一、五五五、五一五	五二、八二七、二六六
一六	二七、七一九、七六一	二六、〇〇三、二四七	一四、八〇九、六五五	二五、四七六、七三〇	四七、三八三、九七七
一七	四二、七八三、八五二	四四、〇〇七、二九〇	一、六〇九、九二二	二一、四〇六、四六九	四七、四二九、七五九
一八	四三、七八八、一四八	二二、六六七、一〇〇	四、四〇九、九八九	二六、六八二、六〇六	七〇、六八九、七〇六
一九	二九、七三三、五六七	三九、六六一、七九八	五、四四二、五一九	一五、五〇八、三二一	三八、九六五、四二一
二〇	四一、七三一、九二九	三九、六二一、六二〇	四、〇三二、二八六	一三、六四二、二九四	三九、八五九、〇九二
二一	二二、二九二、一八八	二二、一五一、八六二	一、〇三二、二六八	一二、三三七、七三一	五二、八五九、六一三
二二	二〇、八〇四、九一五	一九、一一九、六四一	五、八一八、二九四	一二、九八二、九八五	三四、五二三、五九三
二三					三一、〇二一、六二六

第三項 工事検査業務

企業局における建設工事の執行管理や入札・発注・契約等の適正化を図るため、平成九年度に工事検査担当を新設した。設計金額五百万円以上の工事の完成検査や設計・積算に関する調整指導、安全管理指導等を行っている。

地域住民の福祉や地域の振興に貢献しているが、さらに内部留保資金や資産の運用、収益の配分等を活用し、次とおり地域還元施策を実施している。

第四項 地域還元施策

企業局では、各事業が行う財貨、サービスの提供を通じて

地域還元施策一覧

会計	年度	施策内容	金額(千円)
電気事業	平成二二～二三 二二～二三	群馬交響楽団 助成 わたらせ渓谷鐵道(株) 助成	三〇、〇〇〇 六、五五〇
団地造成事業	平成一四～二一 一四～一六 一四～一六	群馬交響楽団 助成 群馬県緑化推進委員会 助成 (財)教育文化事業団 助成	一一四、八五〇 六、八五〇 七、一〇〇
駐車場事業	平成一七～二二	群馬交響楽団 助成	六〇、〇〇〇

第五項 企画調整

企業局における重要施策の総合調整を行うとともに、局の窓口として企画調整機能を担うことにより、局事業の円滑な推進に努めているほか、団地の分譲や公社総合ビルの利用等県民に身近な事業を中心に、各種広報媒体を活用し、積極的な広報・普及活動等を行うなど、企業局事業のPRを行った。

特に企業局の所属横断的な経営上の重要課題について

は、経営企画室が関係所属の職員からなる検討組織の事務局となり、検討を行った。

平成十二年度に、局幹部からなる「企業局経営会議」を設置し、新たに実施可能な事業及び知事部局や市町村からの要望等について、その必要性や可能性等の検討のほか、局事業の経営方針、経営改善等に係る事項について検討を行ってきたが、十八年度に「新規事業及び分譲推進会議」と統合して「企業局経営戦略会議」とした。さらに、二十一年

度にも見直しを行い、「局の経営方針」「局のあり方、経営計画」「重要な経営方策や課題」「新規事業の着手の可否」「その他事業運営上で協議を必要とする重要事項」を付議事項とする「企業局経営企画会議」と再編を図った。

また、企業局の事業を効果的に推進していく上での参考とするため、外部の有識者から意見を徴する場として「企業局経営懇談会」を平成二十二年二月に設置し、年二回程度開催して、経営計画の進捗状況の評価や経営改革の推進などをテーマに懇談を行った。

なお、その他企画調整として、人材育成の観点から、平成二十一年度から「現場の知」プロジェクトを実施した。これは、総務課の検討課題として、事業を遂行する中で、職員に蓄積された様々な知識や技術が、職員の異動・退職等に伴い散逸・消失していることが挙げられたことから、個人ごとに積み上げてきた知識を企業局の職員が共有することにより、局事業の技術発展、事故防止及び業務効率化等を図るものであった。このプロジェクトの一環として、県庁コミュニケーションシステムポータル内に、職員が個別に持つ経験・知識・工夫などを掲載するためのデータベースを構築し、二十四年三月一日から「現場の知」データベースとして正式に運用を開始した。

第六項 健全経営に向けた取組

一 計画策定

平成十七年度まで、企業局の事業は、十三年五月に策定した「経営指針」を基本に運営されていた。

その後、景気の減速、少子高齢化の進展、水力や太陽光等のクリーンエネルギーの開発利用に対する期待の高まりなど社会情勢の変化や、経営基盤の充実・強化が強く求められるようになるなどの状況に対応すべく、平成二十一年六月に二十三年度までの三年間を対象期間とする「企業局経営指針」を策定した。「現場力を強くし生産性を高める」「技術の伝承や人材育成を進め技術力を高める」「設備の強化によりサービス供給力を高める」「財務の健全性を維持する」「危機管理体制を強化する」の五項目を柱に、各事業ごとに目指す方向を指針で示し、これに基づく事業の展開を図った。

また、平成二十二年三月には、「経営指針」に事業の意義や財政収支計画等の事項を追加し、二十二年度から二十四年度までの三年間を計画期間とする「企業局中期経営計画」を策定した。この計画は、「経営指針」の趣旨を踏襲しながらも、事業の存在意義や課題、事業ごとの事業量、収益

的収支、資本的収支及び企業債残高の見込と設備投資計画を明確にすることで、より計画性、透明性の高い内容としていた。

二 経営分析

経営分析は、決算数値や諸指標により経営状態の分析を行うもので、企業局の経営状況や経営課題を明らかにし、経営活動の改善すべき事項を指摘するなど、事業計画策定、目標設定、予算編成などの参考資料として活用されてきた。

具体的には、過去五年間の決算書を基に、各事業の趨勢や収益性、効率性、安全性及び設備投資の妥当性に係る指標数値の分析を行うことにより、局の経営状況を把握し、分析結果は今後の経営の方向性を探る基礎資料となっている。

三 事業収支見通し

地方公営企業を取り巻く状況が年々変化する中で、企業局が今後安定的に経営を行い公共福祉の増進に資していくためには中期の経営計画とは別に、施設等の老朽化に対応した効率的な設備投資を行うための長期的な展望が必要である。そこで、資産の有効活用及び長寿命化によるコス

ト低減や改修・更新に要する経費及び修繕等の維持管理に要する経費の平準化などによる効率的な事業運営を行うという視点で、各事業の「事業量」「収益的収支」「資本的収支」「資金収支」「現金残高」「企業債借入残高」「設備投資計画」について平成二十二年度から二十三年度にかけて検討し、今後十年間の「事業収支」を見通した。

四 経営改革の取組

いわゆるバブル崩壊後の景気の低迷による需要の落ち込みや若者を中心としたレジャーの多様化などの影響により、観光施設事業は平成七年度から赤字決算となり、十一年度末で三十五億円の累積欠損金を計上することとなった。また、団地造成事業も景気低迷による企業の設備投資意欲の減退や地価の下落などの影響を受け、分譲利益が大幅に落ち込むこととなり、企業局においては抜本的な経営改革の取組が不可欠となった。

(一) 第一次経営改革

平成十一年度から取り組んだ第一次経営改革では、十三年度末までに高崎ケイマンゴルフ場など七施設を関係市町等に譲渡し、五か所のゴルフ場（上武ゴルフ場、玉村ゴルフ場、前橋ゴルフ場、板倉ゴルフ場、新玉村ゴルフ場）の経営体質の改善、顧客サービスの向上などの改善を実施した。十四年

度には、五か所のゴルフ場について、委託先の自主的な経営努力が報われるよう、委託方式を利用料金制に変更して利用料金は委託先の収入となり、企業局には必要経費のみ納入されるシステムとし、年度末には国民宿舍赤城緑風荘及び赤城ファミリーランドを廃止した。その結果、観光施設事業は十五年度から黒字に転換した。

さらに、観光施設事業が施設の譲渡・廃止やゴルフ場の利用料金制の導入により事業量及び事務量が減少したことや、観光施設事業と団地造成事業が共に地域振興的な意味合いのある事業であることから、平成十五年四月一日には両事業の会計統合を行った。

平成十四年度廃止施設一覧

施設名	廃止年月日
国民宿舍赤城緑風荘 赤城ファミリーランド	平成一五・三・三一 一五・三・三一

(二) 第二次経営改革

続いて第二次経営改革として、平成十六年度から十九年度にかけて事業の見直し、財務体質の強化等に取り組んだ。

ア 人員・組織の合理化

企業局の組織については、平成十五年度末に管理部を廃止して管理者の直近下位に企業局長を設置、十六年度末には東毛建設事務所を廃止した。十七年度末には、事業部及び西毛建設事務所を廃止した。十八年四月には団地課と販売促進課を統合し、団地販売課を設置するなど組織の合理化を推進した。

それに伴い、人員についても見直しを行い、職員数は平成十五年四月に三百三十四人を有していたが、十九年四月までに三十六人を削減し、二百九十八人となった。

イ 工業用水道事業における経営改革

企業の節水努力が反映できるよう、平成十九年四月から責任水量制（実際に使用した水量が契約水量より少ない場合でも、契約水量分の料金を徴収する制度）から二部料金制（基本料金と実際に使用した水量に対する使用料金を徴収する制度）へ移行した。

ウ 水道事業における経営改革

東部地域水道及び県央第二水道において、市町村の水需要の減少に対応するため、平成十六年度に建設計画を見直し、一日当たりの計画給水能力を東部地域水道は八万五千五百立方メートルから四万七百五十立方メートルに、県央第二水道は十八万六千五百立方メートルから十四万六千

立方メートルに縮小した。

また、新田山田水道、東部地域水道及び県央第二水道の三水道について、建設が一段落したことに伴い実施した精算事務や市町村との協定水量調整を踏まえて料金を見直した結果、平成二十年四月から一立方メートル当たりの料金を七円引き下げ百十円とすることとした。

エ 団地造成事業における経営改革

バブル経済の崩壊により、不動産価格が下落したが、団地造成事業は市場価格と分譲価格の大きな差により苦しい経営を迫られた。そこで、「造成から販売へ」と事業内容のシフトを行い手持ち在庫の販売に力を入れることとした。

平成十六年度は、時価の下落が続く中、分譲価格が実勢価格とかけ離れていた状況から、時価を踏まえた工業団地の価格見直しを実施し、分譲価格の引き下げを行った。また、県の住宅政策との整合性を図り、新規住宅団地開発からの撤退の方針を打ち出した。

平成十七年度には、社会情勢の変化により販売が低迷していたことから、板倉ニュータウンの事業期間を十年間延長し、二十七年までとした。また、高崎情報団地を早期の分譲につなげるために、立地対象業種を拡大し、高崎複合産業団地へと変更した。

平成十八年度は板倉ニュータウンにおいて駅前商業地の活

性化による分譲促進を図るため、事業用定期借地権制度を導入し、店舗等の経営者の募集を行った。また、高崎複合産業団地にも、立地の際の企業の初期投資負担を軽減する方策として、事業用定期借地権制度を導入した。

平成十九年度には、ふれあいタウンちよだの第一期区域の分譲の状況を踏まえ、第二期区域を第一種低層住居専用地域から近隣商業地域に用途変更し、整備することとした。また、板倉ニュータウンにおいてハウスメーカー等との連携による分譲を促進するため、土地の譲受人が企業局指定のハウスメーカー等との間で、建築請負契約を締結することを条件として土地の売買契約を締結する、建築条件付土地分譲制度を導入した。

オ 指定管理者制度の導入

平成十五年の地方自治法の改正で、公の施設の管理が民間にも開放されたことに伴い、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、利用者サービスを向上させることを目的として、十八年四月から五か所の県営ゴルフ場と駐車場事業に指定管理者制度を導入した。

(三) その他の取組

駐車場事業で経営する高崎市内の二か所の駐車場のうち「高崎城址地下駐車場」については、建設時に平成二十年度末をめどに高崎市に移管することとしていたこと、二十

年度の包括外部監査においても「県民全体への効用という観点からは、県が所有管理するのは適当ではなく、高崎市に移管するのが望ましい」との意見が出されたことから、指定管理者制度の指定管理期間が終了した二十二年度末に高崎市に譲渡した。

平成二十二年度譲渡施設

施設名	譲渡先	譲渡年月日
高崎城址地下駐車場	高崎市	平成二三・三・三一

五 企業局五十周年記念事業

企業局は、昭和三十三年に電気局として発足以来、平成二十年十月で五十周年を迎えることとなり、企業局五十周年記念事業実行委員会を設置して、記念事業を実施した。

主な事業として、「企業局史(統)ー五十周年ー」を発行した。企業局史は企業局の取り組んだ事業を振り返り、その歩みをまとめた記録であるが、二十周年、三十周年及び四十周年の節目にそれぞれ作成している。五十周年史は書籍の作成に加え、新しい取組として過去の企業局史を含め

て電子化し、CD-ROMに収めて平成二十年十月に関係者に配付した。

また、平成二十年度に県内三都市で開催された第二十回全国都市緑化ぐんまフェアへの協賛を行い、各会場でチラシを配付するなど企業局のPRに努めた。

第三章 財務管理課

第一節 組織等の変遷

第一項 財務管理課

一 財務管理課

平成十八年四月に設置した財務管理課の前身は、十四年四月時点での経理課と開発課（十七年四月に団地課に名称変更）であった。

経理課は、それまで総務課内にあった財務グループを平成十五年四月に編入し、名称を財務課に変更した。

平成十八年四月には、予算業務が再び総務課に移管される一方、ゴルフ場や賃貸ビル等の維持管理を行う施設管理グループを団地課から編入したことにより、名称を財務管理課に変更した。

平成十八年四月時点の組織は、経理グループ、管財グループに加え、施設管理室内に施設管理グループを設置する、一課内室三グループ体制であった。

平成二十年四月には、係制を導入し二十三年度末現在に至っている。
平成二十四年三月時点の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

施設管理課長	財務管理課長 施設主監 次長（一名）	経理係 （四名）	収入支出審査、 決算調製、資金 収支計画、資金 運用、
施設管理室 長	管財係 （三名）	施設管理係 （七名）	固定資産の管理、 行政財産使用許 可
		ゴルフ場・賃貸ビル ・格納庫・駐車場 事業の維持管理、 改良計画、指定 管理者制度、工 事事務	

職名	在職期間	氏名
財務管理課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	渡辺 辰雄
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	外所 勝
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	橋本 賢一
参事兼 財務管理課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	橋本 賢一
財務管理課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	木村 創造
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	坂本 和昭
施設主監	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	柏倉 保夫
施設管理室長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	外所 勝
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	由田 進
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	中山 勝

二 経理課

平成十四年四月時点の経理課の組織は、管財グループと経理グループの二グループ体制であった。

経理課では、企業局の収入支出の審査及び固定資産の管理等を一貫して実施してきたが、平成十五年四月には総務課から予算業務を移管し、名称を財務課に変更した。課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
経理課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	淡嶋 静男

三 財務課

財務課は、平成十五年四月に、従前の経理課に総務課から予算業務を移管し、名称変更して設置したが、設置時点の組織は、経理グループ、財務グループ、管財グループの三グループ体制であった。

その後、平成十八年四月に、予算業務を総務課に移管する一方、施設管理業務を団地課から移管し、名称を財務管理課に変更した。

歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
財務課長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	茂木 一義
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	渡辺 辰雄

第二節 主な施策、事業等の推移

第一項 経営の状況

平成二十三年度末時点において、企業局が経営する事業は、電気事業、工業用水道事業、水道事業、団地造成事業、駐車場事業の五事業である。十四年度までは観光施設事業を加えた六事業であったが、観光施設事業は経営する施設のうち、ゴルフ場を残して十五年四月一日に団地造成事業と統合した。

平成十四年度から二十三年度までの十か年度にわたる事業全体の営業収支は、別表のとおり推移した。総収益及び総費用とも百億円台から四百億円台と幅があるが、利益はおおむね二十億円台前半の黒字で推移している。赤字の続い

た観光施設事業の施設の廃止や経営改善を進めた結果、安定した利益を上げることとなった。十五年度に大きく利益が増加している主な理由は、団地造成事業と観光施設事業会計の統合を行った際に、臨時損失補てん引当金の取崩しによる特別利益が発生したことによるものである。

総収益及び総費用の推移

(単位 千円、%)

年度	総収益 (A)	総費用 (B)	純利益	総収益対総費用比率 (A/B)
平成一四	二四、一四三、九三八	二二、〇一六、八五七	二、一二七、〇八一	一〇九・七
一五	三五、六二六、六五五	二〇、一三五、〇二七	一五、四九一、〇二七	一七六・九
一六	二二、九〇五、三二〇	二〇、五七〇、一四四	二、三三五、一七六	一一一・四
一七	二六、六六九、一一八	二四、四八二、〇九七	二、一八七、〇二一	〇八・九
一八	四三、八五九、六九三	四二、一八三、三二二	一、六七六、三七一	〇四・〇
一九	一三、〇七六、四八三	二〇、九三四、九〇一	二、一四一、五八二	一一〇・二
二〇	一八、九七九、三七七	一七、五二四、七九四	一、四五四、五七二	〇八・三
二一	四〇、三〇二、四九八	三八、一〇〇、六七四	二、二〇一、八二四	一〇五・八
二二	二二、七一五、〇八三	二〇、五一八、二六三	二、一九六、八五〇	一一〇・七
二三	二〇、〇二二、〇四九	一七、五九七、三三八	二、四二四、七一一	一一三・八
計	二七八、三〇〇、二〇八	二四四、〇六三、九九三	三四、二三六、二一五	一一四・〇

※、数値は、消費税抜き金額である。

企業局が経営する事業全体の資本的収入及び支出の状況は、別表のとおりである。平成十四年度から二十三年度までの各年度とも総支出が総収入を上回ったが、差引不足額は、営業活動による利益を企業債償還金に充当するため処分した減債積立金及び減価償却費等の現金支出を伴わない費用、即ち損益勘定留保資金等で補てんした。

公営企業の経営規模の拡大を図るための施設の整備、拡充等に要する支出は、建設改良費、土地造成費等で示されるが、この推移は別図のとおりである。

水道事業の建設改良費は、平成十四年度から十七年度の間支出額が多くなっているが、これは県央第一水道の原水調整池建設工事、県央第二水道の二期工事及び低区調整池建設工事を実施したためである。団地造成事業は、平成十年代に入り、景気の低迷により団地が分譲不振に陥ってから、新規開発等を見合わせ、十六年度には新規住宅団地造成からの撤退を決めたこともあり、建設改良費は減少傾向であった。その後十八年度に企業局新規工業団地等造成基本方針を策定し、採算がとれる団地造成を前提として、

二十一年度から明和第三工業団地及び板倉ニュータウン産業用地の造成を開始するなどことから、再び増加の傾向にある。その他の事業では、工業用水道事業において十七年度から十九年度にわたり渋川工業用水道の原水調整池

を新設したこと、電気事業において十六年度から十八年度にかけて東第二発電所、二十一年度から二十三年度にかけて新利南発電所を建設したことなどが主な建設改良事業である。

資本的収入及び資本的支出の推移

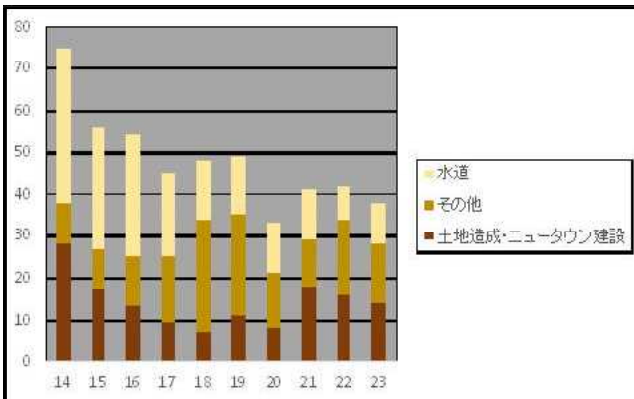
(単位 千円)

年度	総収入	総支出	差引不足額
平成一四	九、四一八、九七六	一九、七八七、六二八	△一〇、三六八、六五二
一五	一七、九七〇、六一九	二九、九三一、六九五	△一一、九六一、〇七六
一六	一一、〇六一、六七二	二二、〇一〇、七三一	△一一、九四九、〇五九
一七	九、二七九、五三五	一九、二五八、〇七三	△九、九七八、五三八
一八	一三、六五七、〇七八	二四、五二七、一一三	△一〇、八七〇、〇三五
一九	四、八五〇、四一〇	一四、〇八一、三五二	△九、二三〇、九四二
二〇	四、一二九、八一九	一一、一七三、五〇二	△七、〇四三、六八三
二一	五、一九二、七三七	一一、〇七三、五〇九	△五、八八〇、七七二
二二	四、三五六、七五八	一六、八四五、五〇七	△一二、四八八、七四九
二三	四、五六三、〇七五	一七、〇六七、〇八七	△一七、五〇四、〇一一
計	八四、四八〇、六七九	一八一、七五六、一九七	△九七、二七五、五一八

※数値は、消費税抜き金額である。

建設改良費の推移

(単位 億円)



第二項 事業の見直し

一 新財務会計システムの開発

企業局財務会計オンラインシステムは、新県庁舎建設に伴い整備された県庁ネットワークに対応するため、それまで使用していた旧来型のオフコンのシステムを基に改良したものを平成十一年度から稼働していたが、汎用性や拡張性に乏しく、予算管理や固定資産管理などの業務にも対応していなかった。そこでシステムの賃貸借契約が十七年二月末日をもつて終了するにあわせ、新しいシステムを開発し、機能を拡充して会計事務の一層の効率化を図ることとした。

他都道府県の状況調査実施後、平成十五年二月に「企業局財務会計システム更新基本方針」を定め、①地域機関分を含めた支払事務の集中化、②出納取扱金融機関とのオンライン化、③予算管理システムの機能拡大・充実、④固定資産管理システムの機能拡大・充実、⑤会計データの抽出機能の充実、⑥セキュリティ機能の充実、の六項目を主な追加、改良点としてシステムを全面更新することとした。また、具体的な仕様については実務担当者を構成員とする検討会を設置して検討すること、システム開発業者は県規模の財務会計システム開発の実績を持つ業者を中心に企画提案を受けて決定することとした。

平成十五年六月に検討組織として「企業局新財務会計システム更新検討会」を設置し、十六年三月にかけて旧システムの問題点と対処法、システム開発仕様書及び業者選定方法等について検討を行った。このうち開発業者については、検討会の検討を踏まえ、企業局情報化推進委員会の承認を経て、十六年一月に六事業者から企画提案を受け、プレゼンテーション及びビザリングを実施し、関係者二十三名による評価採点の結果、十六年二月に(株)ジーシーシーに決定した。

その後平成十六年四月から一年かけて(株)ジーシーシーによるソフトの開発、データ移行、テスト操作等が実施された。また、情報政策課などの庁内関係部署や出納取扱金融機関との協議及び手続を並行して行い、十七年四月から新システムの本稼働を開始した。その結果、地域機関を含めた支払い事務の財務管理課一括処理、出納取扱金融機関との支払いオンライン化、各所属における予算執行管理機能の充実、減価償却シミュレーションなどの固定資産管理システムの充実、データ抽出による経営分析等への活用、I・D・パスワードの発行によるセキュリティ機能の充実など、システムの機能が大幅に向上した。

また、知事部局においては、平成十八年四月から総務事務システム上で旅費業務が稼働を開始していたが、企業局に

においても財務会計システムを修正して総務事務システムと連携し、十八年十月から職員が総務事務システムに入力した旅費データを総務事務センターで審査し、その結果を企業局財務会計システムに取り込んで旅費が支出できるようになり、事務担当者の利便性向上が図られた。

二 企業局未利用資産の整理

未利用資産は企業局が事業を執行するために取得した土地や建物の中で、その用途・目的を達成し、その後の具体的な利用計画のない資産である。このような資産の保有が長期間に及ぶと管理費等のコストがかさみ、防犯上の課題も懸念されることから、平成十二年度からその整理・処分に取り組んできた。十四年度には「未利用資産の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」を制定し、未利用資産について、企業局における将来的な利用の可能性を検討したうえで、利用する見込みがないと判断したものについては、必要とする用地等との交換資産として活用、国又は他の地方公共団体・その他公共団体への処分、という順に可能性の有無を検討し、それらの見込みがない場合は民間へ処分するという基本的な整理・処分の手順を定めた。

なお、平成十四年度から二十三年度までの十か年度にわたる処分の状況は次表のとおりである。二十一年度の処分

面積が大きいが、これは富士見小原目団地未造成地の処分があったためである。

未利用資産処分状況

年度	件数(件)	面積(㎡)
平成十四年	—	二二二〇〇
一五	—	七三〇一
一六	—	四九一〇〇
一七	二	七四三九二
一八	一	一三九〇〇
一九	一	三三九・五
二〇	三	五九七七・〇
二一	六	八五九一五・六四
二二	一	二六〇・二
二三	〇	〇

第三項 ゴルフ場事業

ゴルフ場事業は、昭和四十年代半ばから河川敷を有効活用し、平坦な地形や市街地に近いという特性を活かし、性別、年齢を問わず、初心者でも気軽に楽しめる場として、ゴルフ場を建設し営業している。

昭和四十六年十月に「上武ゴルフ場」、五十一年九月に「玉村ゴルフ場」、五十四年十月に「前橋ゴルフ場」、五十九年

十月に「板倉ゴルフ場」、六十年十月に「新玉村ゴルフ場」の営業を開始し、ゴルフ場の運営を通して河川環境の保全につなげると共に、生涯スポーツとしてのゴルフの振興と、県民の健康増進に貢献している。

管理運営は、営業開始当初から財団法人群馬県観光開発公社へ委託していたが、委託先の経営努力が反映できるよ

ゴルフ場の概要

ゴルフ場	所在地	施設規模	総事業費(千円)	指定管理者	指定期間
上武ゴルフ場	太田市徳川町	全長六、五二九ヤード 一八ホール パー七二	三二五、五七四	スバルリビングサー ビス(株)群馬事業所	一八年度から二二年度まで 二三年度から二七年度まで 一八年度から二二年度まで
玉村ゴルフ場	佐波郡玉村町角瀨	全長六、五七二ヤード 一八ホール パー七二	七〇一、四二〇	(株)三商	二三年度から二七年度まで 一八年度から二二年度まで
前橋ゴルフ場	前橋市川原町	全長六、三三一ヤード 一八ホール パー七二	一、〇九〇、〇七一	ライジングプロモーション(株)	※ 一八年度から二二年度まで
板倉ゴルフ場	邑楽郡板倉町板倉	全長六、五〇五ヤード 一八ホール パー七二	一、六八六、六〇一	(株)東急リゾートサ ービス	一八年度から二二年度まで 二三年度から二七年度まで
新玉村ゴルフ場	佐波郡玉村町川井	全長六、九一三ヤード 一八ホール パー七二	一、三二一、一二五	金井興業(株)	一八年度から二二年度まで 二三年度から二七年度まで

※ 平成二十三年度、前橋ゴルフ場は直営で運営した。

う、平成十四年度からは委託方法を変更して「利用料金制」を導入した。

また、平成十八年度からは、民間のノウハウを活用し、更なるサービスの向上、経費削減を図ることなどを目的として指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。

ゴルフ場利用者数

年度	上武ゴルフ場	玉村ゴルフ場	前橋ゴルフ場	板倉ゴルフ場	新玉村ゴルフ場	合計
平成一四	四三、〇一七	五八、三五四	四八、三七三	五八、〇三一	五九、六九六	二六七、四七一
一五	五二、一三四	五六、五八四	四四、五五六	五八、六九二	五六、四四七	二六八、四一三
一六	五一、〇三七	四八、二四二	三九、八六九	五一、三五二	五三、一四二	二四三、六四二
一七	五一、四七九	四五、六二〇	四〇、五六六	四九、四七八	四九、八九一	二三七、〇三四
一八	五九、三六三	五三、五二二	四四、一七二	五〇、八〇〇	五三、二七八	二六一、一二五
一九	五四、五七一	六〇、八八五	五〇、九五五	五四、八二三	五六、五八三	二七七、八一七
二〇	五九、三三四	五九、五三七	四八、二一一	五四、五四〇	五五、六七一	二七七、二九三
二一	六三、七二二	六〇、五七三	四八、一六五	五三、三六八	五六、九七三	二八二、七九一
二二	五八、七二八	五三、三〇六	四六、一一八	四九、九三三	四九、二〇七	二五七、二九二
二三	五五、八九八	五五、一三七	四五、四四七	五一、六二二	四九、九八三	二五八、〇八七

休養施設、厚生施設の廃止

観光施設事業として建設してきた休養施設、厚生施設等の施設は、平成十二年度から抜本的な経営改善に着手し、収支改善が見込めない施設や県営施設として役割が終わった

た施設を順次譲渡、廃止し、十三年度末には、国民宿舍赤城緑風荘と赤城ファミリィランドを残すのみとなった。その後、十四年度末には両施設も廃止することとなり、全ての施設が譲渡、廃止となった。

国民宿舎赤城緑風荘の概要

所在地	勢多郡富士見村大洞
敷地面積	四、〇八一 [㎡]
宿泊可能数	二〇〇人
営業開始	昭和四五年五月
総事業費	二七五、一二三千元

赤城ファミリーランドの概要

所在地	勢多郡富士見村赤城山 芝スキー
施設規模	ターゲットボードゴルフ パターゴルフ
営業開始	平成四年四月
総事業費	一二一、二九二千元

休養施設、厚生施設利用者数

年度	国民宿舎赤城緑風荘	赤城ファミリーランド
----	-----------	------------

平成一四	七、三七三	一、三〇六
------	-------	-------

第四項 格納庫事業

格納庫事業は、民間ヘリコプターの利用も可能な「公共用ヘリポート」として、本県のヘリコプターネットワークの中心的役割を果たすことを目的に昭和六十三年九月に開港した群馬ヘリポートのより一層の機能充実と幅広いヘリコプター利用を促進するため、同敷地内にヘリコプター用格納庫を建設し、平成元年七月から営業を開始した。

管理業務については、群馬ヘリポートの指定管理者へ委託している。

格納庫の概要

所在地	前橋市下阿内町三七七の二
延床面積	三、四五七・一八 [㎡]
構造	鉄骨造り地上二階
総事業費	四四六、四二四千元

格納庫賃貸状況

格納庫番号	年 度	賃 貸 会 社 名	格納庫面積(㎡)	入 居 年 月 日 (退 去 年 月 日)
一の 一	自平成一四年度 至平成二三年度	雄飛航空(株)	三二六・〇〇	平成一四年 三月 一日
	自平成一五年度 至平成一八年度	(株)ジャパン・エア・クラフト・サービス (名称変更)上毛航空(株)	三九四・三二	平成一五年 六月 一八日 平成一八年 九月三〇日
一の 二	自平成一四年度 至平成二〇年度	アカギヘリコプター(株)	九三三・三七	平成 五年 二月 四日 (平成二一年 三月三一日)
	自平成二一年度 至平成二三年度	朝日航洋(株)	四一二・七四	平成二二年一〇月 一日
二の 一	自平成一四年度 至平成二三年度	群馬県(消防保安課)	一、〇六八・七五	平成 九年 三月 三日

第五項 業務用賃貸ビル事業

業務用賃貸ビル事業は、新県庁舎建て替わりに伴う仮庁舎として平成七年に建設した庁舎を、新県庁舎完成後の十二年から、群馬県公社総合ビルとして県庁周辺に散在していた県関係の公社・事業団等に賃貸している。

さらに、地域の情報拠点又はイベント会場として活用が

図れる多目的ホールと貸し会議室を併設し、一般の団体にも貸出しを行う県民利用型のオフィスビルとして営業している。

なお、三階には、企業局発電所の監視制御を一箇所ですべて中して行う管理総合事務所が入居している。

管理業務については、財団法人群馬県企業公社に委託していたが、同公社の解散により平成二十三年度からは民間

の業者に委託している。

群馬県公社総合ビルの概要

所在地	前橋市大渡町一丁目十番七号		
敷地面積	一一、四九五・三三三 ² m		
建築面積	一、九五七・八三三 ² m		
延床面積	一一、三三三・四三三 ² m		
構造	鉄骨造り地下一階地上九階		
総事業費	四、九四六、九四七千円		

群馬県公社総合ビル入居状況

年度	入居団体数	貸付面積(㎡)
平成一四	二九	四、九〇七・〇三
一五	二六	四、七四六・二四
一六	二六	四、六三八・〇四
一七	二六	四、六三九・六二
一八	二八	四、八七〇・一三

一九	二五	四、五八〇・六五
二〇	二三	四、三八七・八一
二一	二六	三、六九六・二二
二二	二七	四、三七七・六五
二三	二六	四、五七四・六一

第六項 駐車場事業

駐車場事業は、高崎市街地の交通の円滑化を図るため、周辺駐車場需要に対応し、都市機能の確保、商店街の振興の観点から、駐車場を整備し、経営を行っている。

一 高崎城址地下駐車場

高崎城址地下駐車場は、高崎シティギャラリー棟と一体的に地下駐車場を整備したもので、平成六年四月から営業を開始した。

管理運営は、営業開始当初から高崎市へ委託していたが、平成十八年四月からは指定管理者制度を導入し、一般財団法人高崎市都市整備公社が施設の管理運営を行った。

なお、駐車場施設については、建設時に平成二十年度を目処に高崎市に移管すること、「高崎市及び駐車場利用者の効用は高いが、県全体への効用という観点から、高崎市に移管することが望ましい」との包括外部監査の意見等も踏まえて、平成二十二年度末に高崎市へ譲渡した。

高崎城址地下駐車場の概要

所在地	高崎市高松町三五番一 (高崎シティギャラリー地下)
駐車台数	一九二台
延床面積	六、五〇〇 ² m
構造	鉄筋コンクリート造り 地下一階 自走式
総事業費	二、四〇〇、〇〇〇千円
指定管理者	(二財)高崎市都市整備公社

高崎城址地下駐車場利用台数

年度	利用台数
平成一四	一九四、二四六
一五	一九七、四七〇
一六	一九四、二三一
一七	一九八、八六五
一八	二〇一、八一三
一九	二一一、八〇三
二〇	二〇二、四一九
二一	二〇四、九〇三
二二	一九八、三六一

二 ウェストパーカー〇〇〇

ウエストパーカー〇〇〇〇は、高崎市との共同事業で高崎駅西口に建設した一〇〇〇台収容の立体駐車場で、平成十三年四月から営業を開始した。

管理運営は一般財団法人高崎市都市整備公社へ委託し

ており、指定管理者制度を導入した平成十八年四月からも引き続き同公社が施設の管理運営を行っている。

ウエストパーカー○○○の概要

所在地	高崎市旭町三四番地一
駐車台数	一、〇〇〇台
延床面積	二九、七〇一・三〇㎡
構造	鉄骨造り 地上七階 自走式
総事業費	五、五六〇、〇〇〇千円
指定管理者	(一財)高崎市都市整備公社

ウエストパーカー○○○利用台数

年度	利用台数
平成一四	四〇五、八九〇
一五	四七八、一七九
一六	六三八、六八六

一七	六七五、五九八
一八	六三二、八一九
一九	五六〇、一四九
二〇	四九九、一一三
二一	四〇一、八九六
二二	三五八、七三八
二三	三三六、四四二

第四章 発電課

第一節 組織等の変遷

第一項 発電課

一 発電課

平成十四年四月時点の発電課の組織は、管理係、保守係、電気係に加え、調査室内に調査第一係及び調査第二係を設置する、一課内室五係体制であった。

その後も課内室の名称や設置目的及び機能が変化し名称も併せて変更したが、原則として、一課内室五係体制を維持している(平成十六年度は一課内室四グループ体制)。平成二十四年三月時点の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

発電課長 電気保安監 次長(三名)	契約管理係 (四名)	電力料金、工事事務、各種引当金・負担金、文書、庶務
-------------------------	---------------	---------------------------

中小水力発電推進室長 (四名)	建設支援係 (四名)	電力係 (三名)	ダム水路係 (三名)	発電所ダム水運用、 発電所土木施設維持・改良管理、河川 法申請・届出・報告
調査計画係 (三名)	八ツ場及び新規発電計画に係る調査・ 交渉・申請	発電所建設事業に係る申請・土木・電気施設の建設、新規 発電計画に係る調査	発電所電気施設の 工事・維持・運用、 電気供給、停止計画、	

職名	在職期間	氏名
發電課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	中村 宣二
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	洞口 幸男
〃	自平成一七・四・一 至平成一七・四・三三	豊田 幸一
〃	自平成一七・四・三三 至平成一八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成一八・三・三一 至平成一九・四・一	浅見 正和
電気保安監	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	浅見 正和
〃	自平成二〇・三・三一 至平成二一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成二二・三・三一 至平成二三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成二四・三・三一 至平成二五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成二六・三・三一 至平成二七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成二七・四・一 至平成二八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成二八・三・三一 至平成二九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成二九・四・一 至平成三〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成三〇・三・三一 至平成三一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成三一・四・一 至平成三二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成三二・三・三一 至平成三三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成三三・四・一 至平成三四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成三四・三・三一 至平成三五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成三五・四・一 至平成三六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成三六・三・三一 至平成三七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成三七・四・一 至平成三八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成三八・三・三一 至平成三九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成三九・四・一 至平成四〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成四〇・三・三一 至平成四一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成四一・四・一 至平成四二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成四二・三・三一 至平成四三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成四三・四・一 至平成四四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成四四・三・三一 至平成四五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成四五・四・一 至平成四六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成四六・三・三一 至平成四七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成四七・四・一 至平成四八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成四八・三・三一 至平成四九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成四九・四・一 至平成五〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成五〇・三・三一 至平成五一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成五一・四・一 至平成五二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成五二・三・三一 至平成五三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成五三・四・一 至平成五四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成五四・三・三一 至平成五五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成五五・四・一 至平成五六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成五六・三・三一 至平成五七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成五七・四・一 至平成五八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成五八・三・三一 至平成五九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成五九・四・一 至平成六〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成六〇・三・三一 至平成六一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成六一・四・一 至平成六二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成六二・三・三一 至平成六三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成六三・四・一 至平成六四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成六四・三・三一 至平成六五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成六五・四・一 至平成六六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成六六・三・三一 至平成六七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成六七・四・一 至平成六八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成六八・三・三一 至平成六九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成六九・四・一 至平成七〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成七〇・三・三一 至平成七一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成七一・四・一 至平成七二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成七二・三・三一 至平成七三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成七三・四・一 至平成七四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成七四・三・三一 至平成七五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成七五・四・一 至平成七六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成七六・三・三一 至平成七七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成七七・四・一 至平成七八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成七八・三・三一 至平成七九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成七九・四・一 至平成八〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成八〇・三・三一 至平成八一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成八一・四・一 至平成八二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成八二・三・三一 至平成八三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成八三・四・一 至平成八四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成八四・三・三一 至平成八五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成八五・四・一 至平成八六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成八六・三・三一 至平成八七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成八七・四・一 至平成八八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成八八・三・三一 至平成八九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成八九・四・一 至平成九〇・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成九〇・三・三一 至平成九一・四・一	堀口 三郎
〃	自平成九一・四・一 至平成九二・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成九二・三・三一 至平成九三・四・一	堀口 三郎
〃	自平成九三・四・一 至平成九四・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成九四・三・三一 至平成九五・四・一	堀口 三郎
〃	自平成九五・四・一 至平成九六・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成九六・三・三一 至平成九七・四・一	堀口 三郎
〃	自平成九七・四・一 至平成九八・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成九八・三・三一 至平成九九・四・一	堀口 三郎
〃	自平成九九・四・一 至平成一〇〇・三・三一	堀口 三郎

調査室長	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三一	田嶋 豊
企画調査室長	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三一	石井 章憲
〃	自平成二六・四・一 至平成二七・三・三一	寺澤 秀夫
〃	自平成二七・四・一 至平成二八・三・三一	須田 稔
〃	自平成二八・四・一 至平成二九・三・三一	堀口 三郎
〃	自平成二九・四・一 至平成三〇・三・三一	佐藤 直嗣
地域エネルギー 室長	自平成三〇・四・一 至平成三一・三・三一	八木 雄市
〃	自平成三一・四・一 至平成三二・三・三一	武井 公仁
〃	自平成三二・四・一 至平成三三・三・三一	武井 公仁
中小水力発電 推進室長	自平成三三・四・一 至平成三四・三・三一	武井 公仁

第二項 地域機関

一 管理総合事務所

平成九年四月、発電事務所の庶務、改良工事、運転監視

事務所長	渡良瀬発電	事務所長	高浜発電	事務所長	事務所長	事務所長	事務所長	事務所長	事務所長	事務所長	事務所長	事務所長
至平成二〇・四・三三	自平成二〇・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三	自平成二二・四・三三
高橋 幸雄	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣	佐藤 直嗣
木暮 富夫	荒木 正造	野村 滋	柴山 一夫	水出 保夫	伊藤 征一	豊田 幸一	福島 善吉	伊能 恒雄	伊能 恒雄	伊能 恒雄	伊能 恒雄	伊能 恒雄

自平成二二・四・三三	田嶋 豊
自平成二二・四・三一	櫻井 樹郎
自平成二二・四・三一	
自平成二二・四・三一	

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 水力発電所建設事業

一 狩宿第二発電所

(一)建設の背景

平成八年に完成した狩宿発電所は群馬県吾妻郡長野原町に流れる熊川から取水し、約二・一キロの導水路で水槽へ導水して、千二百キロワットの発電を行つている。狩宿発電所の導水路には、地形上八・一九メートルの段差が存在し、この落差で水の流れが速まるのを減勢させるため「落差工」という構造物を設置し、水の流れを安定させている。

狩宿第二発電所は、この八・一九メートルの落差工の未利用エネルギーを利用した発電計画である。狩宿発電所建設当時から落差工に小さな水力発電所を検討したが、マイクロ水力の

水車開発の機が熟しておらず、経済性の面から当面保留した。

その後、地球温暖化対策への関心の高まりを受け、エネルギー起源の二酸化炭素削減対策として、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」いわゆるRPS法が成立した。RPS法は、小売りを行う電気事業者に、毎年一定割合以上の新エネルギー等の利用を義務付けるものである。なお、目標達成の為に、他の電気事業者の余剰分を未達成事業者が利用したものとする為に、新エネルギーの環境価値という概念(法律上は新エネルギー等相当量)をつくり、その取引を可能にしている。新エネルギー等の定義には、太陽光や風力、ダム式でない千キロワット以下の水力やバイオマスなどが含まれている。

RPS法は、平成十四年十二月六日から設備認定を開始し、十五年四月一日に全面施行された。この法律により千キロワット以下のミニ水力、マイクロ水力が脚光を浴びることとなったことから、狩宿発電所落差工の未利用エネルギーを利用した狩宿第二発電所の建設を計画した。

(二) 発電計画

狩宿第二発電所は、既設狩宿発電所のゴム引布製起伏堰から、同発電所の導水路を利用し最大毎秒一・〇三立方メートル取水する。そして、落差工の最上段の水路を拡張し、水槽

を設け、そこへ導水する。水槽から延長八・六五メートルのFRP水管にて下流に導き、有効落差七・六三メートルを利用し、マイクロ水車・発電機にて最大出力六十一キロワットの発電を行う。発電後は、落差工最下段に穴を開け既設導水路に接続し、既設狩宿発電所の水槽へ導水する。

(三) 施工

狩宿第二発電所は最大出力六十一キロワットの小さな発電所である。そのため、経済性の面から土木構造物では、水槽容量の小規模化に努め、水圧管路は圧力が小さいので軽量で施工性に優れるFRP管を採用した。

また、既設発電所の導水路途中に設置するため、施工の期間は導水路内の水を断水する必要があり、既設発電所の運転を停止せざるを得なかった。そのため既設発電所の停止期間を短縮する方法として、断水前に水槽の底版や壁配筋をできるだけ施工することとし、断水後に既設ヒューム管を撤去し、落差工の壁の一部を取り壊し新設の水槽とつなげることにした。

水車発電機の採用については、マイクロ水車の仕様が各メーカー毎に異なっており、仕様書からメーカーが特定されてしまうのを避けるほか、事業費削減策として、プロポーザル方法を採用した。各業者から提出された水車発電機に関する技術提案資料を、企業局内の技術職員で構成された



狩宿第二発電所外観

選定委員会を設け、評価・採点した。その結果、建設費が最も安価かつ発生電力量はクラス最大であり、ゴミの除去が容易なマイクロチューブラ水車を使った提案を採用した。発電

機は、横軸三相誘導発電機七十五キロボルト、冷却方式は全閉外扇方式とした。

また、企業局では、平成九年四月から発電所の運転監視制御は前橋市大渡町にある管理総合事務所から集中監視制御システムで行っていたが、狩宿第二発電所についても同様の集中監視制御を行うと、当該システムの改造が必要となるため、管理総合事務所からの遠方制御によらず、新規にインターネットのパケット通信を利用した遠方監視（随時監視方式）を採用した。これにより初期の設備投資だけでなく、管理費用の節約にもなり、経費を削減することができた。

建設は平成十五年九月に着手し、十六年三月には完了した。しかし、電力会社の配電線工事や転送遮断装置等の工事が遅延したために、発電所の運転は十六年六月となった。

(四) 資金

発電設備に係る事業費は、消費税を含め六千七百万円であり発電出力一キロボット当たりの建設単価は約百十万円であった。資金の内訳は、国庫補助金一千二百万円、自己資金五千五百万円であった。

二 東第二発電所

(一) 建設の背景

群馬県みどり市東町(旧勢多郡東村)にある草木ダムは、東京都を中心とする水需要の急増に伴い、治水、利水及び発電を目的として、昭和五十二年に完成した。堤高百四十・〇^{メートル}、堤長四百五・〇^{メートル}の直線重力式ダムである。草木ダム直下に東発電所を建設し、草木ダムから取水し発電を行っている。

平成十四年三月に草木ダムの水源地域ビジョン「草木ダム水源地域ビジョン―やさしさに出会える里づくり―」として報告書が発表され、河川維持放流について「施策の内容」において「下流河川流量の確保」として位置づけられた。

河川維持放流に係る国土交通省との協議において、最初に対象区間が検討された。草木ダムから東発電所にて発電後、その放水を小平発電所にて発電するため、ダムの下流に約二十^{キロメートル}の減水区間があった。しかし、ダム下流には大小支川が合流し水量が豊富であることから、維持放流対象区間は草木ダムから小中川合流までの約三・七^{キロメートル}となった。維持放流量は試験放流により決定されることとなった。

試験放流は平成十四年十一月三〜五日の三日間、国土交通省関東地方整備局立会のもと、東発電所のハウエルバンガーバルブから放水し、草木ダム直下の渡良瀬川へ放流する方法で行った。

実試験放流の結果、必要放流量は、神戸駅地点(ダム下

流一・六^{キロメートル})の景観必要量から毎秒〇・三二九立方^{メートル}となった。

維持放流の方法については、国から負担金の協力が得られることになったため、維持放流発電所で発電後、放流することになり、草木ダムの維持放流水を利用した東第二発電所の建設を計画した。

(二) 発電計画

既設東発電所の水圧鉄管から新たに導水管路を分岐し、毎秒〇・三二九立方^{メートル}を取水する。そして、延長九十四^{メートル}の水圧鉄管により発電所へ導水し、最大有効落差百・三八^{メートル}を利用して、最大出力二百四十^{キロワット}の発電を行う。発電後は、延長十五・二^{メートル}の放水路により、渡良瀬川に河川維持流量として放流する。

(三) 施工

東第二発電所は、国土交通省所管の水環境改善事業と共同で実施したため、設備の資産区分は、水車・発電機等の発電専用設備とコンスリーブバルブ等の維持放流専用設備、水圧管路、放水路ゲート及び建物等の共用設備に大別することができる。

このうち、共用設備の五十%と維持放流専用設備については、国土交通省から委託を受けて工事を実施している。残りの発電専用設備等については、中小水力発電開発費補助

金（経済産業省補助：補助率二十％）の交付を受けて実施した。

発電所工事は、平成十六年十二月から開始し、当初は十



東第二発電所外観

八年三月中に完成し、四月から運転開始予定であった。しかし、当初予定した水車発電機製作期間よりも長い期間が必要となったため、十八年四月からはコーンスリーブバルブからの維持放流のみを開始し、発電所は、十八年九月に運転を開始した。

発電所機器について、水車の選定は、最大使用水量と有効落差から、横軸ペルトン水車、横軸ターゴインパルス水車及びクロスフロー水車の検討を行った。取水口である草木ダム表面取水装置のスクリーンのピッチ巾は七十ミリであることを勘案し、ニードル弁を利用するペルトン水車及びターゴインパルス水車はゴミが詰まりやすいと考えられたため、効率では両水車よりやや劣るが、ゴミに強いクロスフロー水車を選定した。

発電機は、誘導発電機と同期発電機の検討を行った。誘導発電機は、構造、制御とも簡単であり、励磁装置、自動同期装置が省略できる等多くの利点を有している。また、同期発電機に比べ安価で、力率、電圧変動の点で劣っていたが、本発電所の場合は、力率については力率改善コンデンサにより改善でき、系統連系時の電圧降下も規定値内であったので、三相誘導発電機二百五十キロボルト、冷却方式は全閉外扇方式を採用した。

(四)資金

発電設備に係る事業費は、消費税を含め二億九千五百万円であり、発電出力一キロワット当たりの建設単価は約百二十万円であった。資金の内訳は、国土交通省からの受託金



東第二発電所内部

一億千三百万円、国庫補助金三千百万円、自己資金一億五千百万円であった。

三 小坂子発電所

(一) 建設の背景

県央第二水道用水供給事業は昭和六十三年一月に事業認可を受け、平成十年六月から一部給水を開始し、前橋市など当時の十二市町村へ水道用水を供給していた。浄水場は現在の渋川市北橘町箱田に建設され、そこからポンプ圧送する高区系と自然流下させる低区系とに分かれて供給されていた。低区系には配管の途中に低区調整池が設けられており、浄水場からの圧力を調整していた。

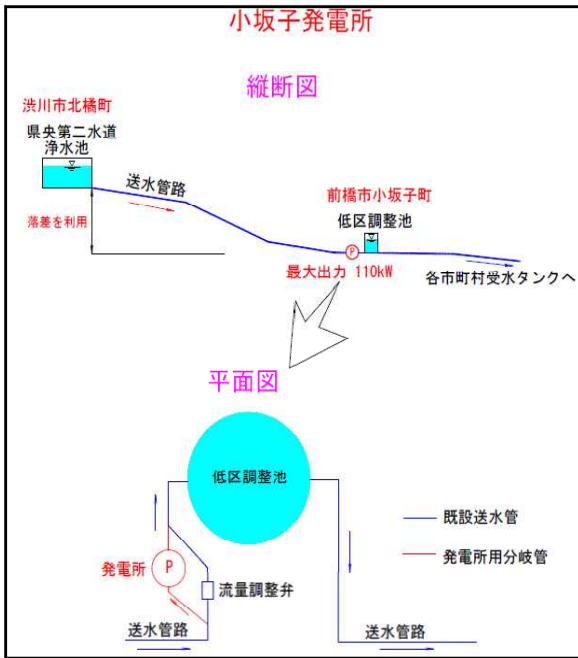
小坂子発電計画は、浄水場から低区調整池までの落差を利用し、未利用のエネルギーを有効活用する発電計画である。

(二) 発電計画

当計画は、低区調整池構内に設置している流量調整弁の直上流において分岐し、毎秒〇・四二立方メートル取水し、延長八・七八六メートルのダクタイル鋳鉄管により発電機へ導水し、最大有効落差三十二・九五メートルを利用して、最大出力百十キロワットの発電を行う。発電後は、延長九・八一二メートルのダクタイル鋳鉄管により、低区調整池に送水する。

今回の発電計画は水道施設の一部を利用して行うため、既設水道施設への影響がないことを第一に考え、発電所での万一の不測の事態が起きた場合(状況判断)は遠方監視制御にて行うこととした。

下流への供給量は、日ごと、時間ごとに変化するため、低区調整池への供給すべき流量を調整するため、管路



に流れる流量に応じて発電機を起動停止させ、発電出来ない水流量のときは既設流量調整弁を使用する運転方式を採用した。また、水車発電機の事故停止時には遅滞無く既設流量調整弁側に制御権を移し、水車の出口弁を閉とさせ、水道用水の供給に支障としないシステムとした。

平成四年に水道水を利用し建設した県央第一水道発電所では、水利使用許可の申請が必要であった。しかし、十八年の国土交通省河川局からの通達で、使用目的が上水であり、浄化した水を使用する場合は流水占用の許可は不要という見解が示され、小坂子発電所の計画では水利使用の許可は不要となった。

(二) 施工

小坂子発電所は、電力会社から既設水道施設内の発電所建設と見なされ、一施設一受電の原則により受電の別途契約に難色を示された。企業局では、発電事業と水道事業とを別会計としているため、小坂子発電所建設に当たっては別途契約を希望し、電力会社と協議を繰り返し行い、二つの条件のもと水道施設と別契約で受電することとなった。電力会社から提示された条件は次のとおりである。

- ① 受電地点が塀や柵等で明確に区分され、かつ、公道に面していること。
- ② 分割された受電地点間で電源の相互接続がないこと。

このため、発電設備の周りに境界フェンスを設置し、巡視等で電気事業職員が出入りする門扉を別に設けた。



小坂子発電所内部

発電所機器については、水車の選定に当たり、次の点について基準を設けた。

- ① 水道施設を利用するため、水質に影響がないこと。
- ② 流量実績から最低発電可能流量を毎秒〇・二立方以下に設定できること。
- ③ メンテナンスフリーであること。
- ④ 工期が限られているため、短期間に製造できること。
- ⑤ 使用実績があること。

このような条件の中で、水道施設を利用することから最も重要な要素は水質に対する安全性であった。そのため本計画では横軸プロペラ水車（インライン型）を採用した。インライン横軸プロペラ水車は、管路に接続するだけの一体型であり、発電機が管内に設置されているものであった。原理的には浄水場で一般的に使用されている加圧ポンプと同様であり、ランナーは必ず水中で回転することから、次亜塩素酸ソーダがランナー衝突時に飛散分離することはない。また、水車、発電機が一体型であるため、軸受部への浸水を防ぐためメカニカルシールを使用しており、さらに、メカニカルシールと軸受の間にはドレン室が設けられており、浸水を二重に防ぐ構造となっている。本型式の水車は、これまでに全国の水道施設ですでに設置されており、安全性について実績がある。プロペラ水車そのものには、流量調整機能がないため、

水車下流側に出口弁(多孔可変オリフイス弁)を設け、出口弁で低区調整池への供給すべき流量を調整するものであった。

発電機は、誘導発電機と同期発電機の検討を行った。本発電所の発電機は、発電機並列時の突入電流による系統へ与える影響(電圧降下)が少ない小容量機であるため、誘導発電機を採用した。また、この規模の発電機としては、回転数が毎分千回転程度のものが一般的であるが、今回採用の発電機は回転数が毎分七百六十回転と低いため発電機から発生する騒音は少ない。また、機器を地下に設置することで周囲騒音を低減できた。また、低負荷運転時には発電機騒音よりも出口弁から発生するキャビテーションの音が大さきいが、最大負荷時にはキャビテーションの音もなくなり、さらに静かになることから、発電機はビルトイン型の三相交流誘導発電機百二十キロボツを採用し、冷却方式は自冷方式とした。

建設工事は平成十九年十月に着手し、発電所は二十年二月に完成し、同月、運転を開始した。

(四) 資金

平成十九年に「地域新エネルギー等導入促進事業」という補助事業が新たに創設された。これは、中小水力を含む新エネルギー等の導入促進を図ることを目的とし、必要な経費

に対して補助金を交付するものである。小坂子発電計画はこの補助事業に申請し、設備導入事業として、約四千万円の補助金を受けた。

小坂子発電計画における事業費は、消費税を含め八千七百万円であり、発電出力一キロボツ当たりの建設単価は約七十九万円となった。資金の内訳は、補助金四千万円、自己資金四千六百万円であった。

四 新利南発電所

(一) 建設の背景

平出ダムは砂防、白沢発電所の放流水の逆調整及び利南発電所の利水を目的として、昭和三十九年に完成した。堤高四十・〇メートル、堤長八十七・〇メートルの直線重力式ダムである。平出ダムから利南発電所までは導水路を経由するため、ダムの下流に約二・七キロボツの減水区間があった。

また、平出ダムの放流日数は、平均で年間日数の約三分の一であり、ほかの企業局発電ダムの平均が年間二週間程度であるのに比べると非常に多かった。

そのため、平出ダムの維持放流と平出ダムからの無効放流の未利用エネルギーの有効利用を図るべく発電所の建設を計画した。

平出ダムの維持放流量は、国土交通省との協議の結果、



新利南発電所外観

毎秒一・八三立方メートルとの了解を得られたが、平出ダムから新利南発電所まで、未解消減水区間が存在していた。

維持放流量は新利南発電所で発電後、放水口から放流されるが、平出ダムから放水口まで二百メートル区間で減水区間が残った。

企業局の他の維持放流発電所でも、アーチ式の中之条ダム発電所以外は、ダム下流二百〜三百メートル下流地点で放流している。これは、構造的な理由によるもので、ダム下流の水圧鉄管から分岐するためや、維持放流を効率的に河川に補給するため副ダム下流に放流するなど、未解消区間が止む無く残ってしまう。

そのため、関東地方整備局高崎河川国道事務所及び利根川ダム統合管理事務所の各担当官立会いで、平出ダムに設置したゲートバルブからの試験放流を実施し、維持放流量の毎秒一・八三立方メートルのうち、毎秒〇・〇五立方メートルを平出ダムゲートバルブからの放流量として決定した。

新利南発電計画で、使用する河川流量は平出ダム流況及び利南発電所運転実績に、平成十七年の水利権更新で維持放流量が確定した東京電力の岩室発電所及び上久屋発電所の取水堰からの維持放流量を考慮した上で決定した。

新利南発電所は流量制御により運転し、維持放流量毎



新利南発電所内部

秒一・八三立方メートルからダムゲートバルブ放流する毎秒〇・〇五立方メートルを除いた毎秒一・七八立方メートルを優先して利用する。毎秒一・七八立方メートルを超えるダム貯水は、電水比の高い利南発電所の発電を優先させる。

利南発電所の最大使用水量毎秒十四・〇〇立方メートルを加えた毎秒十五・八三立方メートル以上の水運用は新利南発電所で発電使用する。また、利南発電所は小流量では振動等の問題が発生するため毎秒四・五立方メートル以下の運転はしないこととしている。

(二) 発電計画

平出ダムに設置している既設利南発電所の取水設備から利南発電所分と新利南発電所分を合わせて取水する。そして、利南発電所サージタンク下流五・五メートル地点から新たに導水管路を分岐し毎秒七・〇〇立方メートルを延長四十五・二九一メートルの水圧鉄管により新利南発電所へ導水し、最大有効落差二十・四九メートルを利用して、最大出力一千キロワットの発電を行う。発電後は、延長十・〇メートルの放水路により、片品川に河川維持流量として放流する。

(三) 施工

新利南発電所は利南発電所のサージタンクの後に分岐するため、導水路における損失水頭が増加することに加え、サージタンクの容量が不足する。そのため新利南発電所工

事に先行し、平成二十年の利南発電所水車・発電機オーバーホールに併せてサージタンクを改造した。サージタンクの改造により、損失水頭の増加を軽減し、サージタンク容量不足も解消した。

建設工事は平成二十二年一月に着手したが、二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で、資材の搬入が遅れ約一ヶ月の工期延長が生じ二十三年七月の完成及び運転開始となった。

発電所機器について、水車の選定は、最大使用水量と有効落差から、横軸フランシス水車、横軸両掛フランシス水車及びクロスフロー水車(二台)の検討を行った。最大使用水量が毎秒七・〇立方^{メートル}で発電端出力が千^{キロ}ワットのクロスフロー水車を製作できるメーカーはなかったため、クロスフロー水車は二台で検討を行った。

横軸フランシス水車は、建設費は最も安価であったが、常時使用水量では負荷が四分の一程度となり、運転が不可能となるため、可能発生電力量が極端に少なくなる。横軸両掛けフランシス水車は、横軸の水車を一つの発電機の両側につけたもので、常時使用水量時でも運転が可能となるため、発生電力が多くなるが、やや機器費が高い。クロスフロー水車は、ガイドベーンを分割することにより、軽負荷時の効率の落ち込みを少なくし、発生電力量を多くできる。また、水

車構造も簡単なため二台であっても機器費がそれほど高くなり、総合的にクロスフロー水車(二台)が最も経済的となるため採用した。発電機は、横軸三相交流誘導発電機五百^{キロ}ワット、冷却方式は自由通風形を採用した。

(四)資金

発電設備に係る事業費は、消費税を含め七億二千四百万円であり、発電出力一^{キロ}ワット当たりの建設単価は約七十二万円であった。資金の内訳は、国庫補助金二億一千九百万円、自己資金五億五百万円であった。

第二項 新規開発調査

一 水力

(一)八ツ場発電所

八ツ場ダムは、昭和二十七年に利根川改修改定計画の一環として調査に着手し、四十五年四月から建設事業に着手した利根川水系吾妻川に建設する多目的ダムである。

八ツ場発電計画は八ツ場ダムの利水放流管より水圧管路を分岐して、最大毎秒十三・六立方^{メートル}を取水し、延長約九十三^{メートル}の水圧管路にてダム直下に設けた発電所に導水し、有効落差百四・九四^{メートル}により最大出力一万千七百^{キロ}ワットを発電した後、延長約四十九^{メートル}の放水路にて八ツ場ダムの下

流に放流するダム式(従属式)発電所である。

発電計画は、昭和六十一年に当時の通商産業省から示された「水力開発地点計画策定調査報告(第五次発電水力調査)」及び「未開発地点開発最適化調査」において、八ッ場地点として位置付けられており、従来より地元町から、八ッ場ダム建設に伴う生活再建の一環として水力発電所の建設が要望されていた。企業局としても、これまで水力発電所の開発に力を入れてきたことから、これを実現すべく調査を継続してきた。

平成十六年十一月に策定された「八ッ場ダム建設に関する基本計画(第二回変更)」では、ダム建設事業費が二千億円から四千六百億円への変更が告示された。

その後、平成十七年十月に関東地方整備局から入手したダム放流計画等流量資料をもとに、発電計画の再検討を重ね、発電規模及び事業費の算定を行い、事業化の可能性を評価した。その結果、東京電力と交渉可能となる発電単価が算定できたことから、十九年十二月にダム使用権設定申請を関東地方整備局へ提出し、二十年九月に「八ッ場ダム建設に関する基本計画(第三回変更)」が告示され、建設の目的に「発電」が新たに追加となった。これを受け、二十一年度から、特定多目的ダム建設工事負担金、八ッ場ダムに係る水源地域整備事業負担金及び利根川・荒川水源地域対

策基金事業負担金を支出している。

また、発電所放水口がダム下流の名勝吾妻峡に掛かるため、文化庁及び県教育委員会と平成十八年十二月から協議を開始した。ダム建設事業による周辺地形の形状変更が名勝吾妻峡へ与える影響の軽減と、周辺と調和のとれた環境デザインを検討するために設立された「八ッ場ダム環境デザインに関する検討委員会」に二十一年三月から参加している。

平成二十年五月から、東京電力と「電力受給に関する協定」の締結へ向けて料金交渉を開始し、二十年九月に東京電力と系統連系について受電側接続検討申込に対する回答を受けるなど、発電所建設へ向け、関係機関との協議を進めていたが、二十一年九月の民主党政権による事業計画の見直しにより、八ッ場ダム本体工事の中止方針が示され、八ッ場発電計画も中断した。

その後、国によるダム再検証の結果、平成二十三年十二月に建設継続が妥当との最終判断が下された。

(二)田沢発電所

田沢発電所は、群馬県桐生市黒保根町地内に流れる一級河川小黒川に計画する水路式、流れ込み式の発電所である。

この小黒川は、赤城山にその源を發し途中、寒戸川、高檜

川、鹿角川及び田沢川等を合わせて草木ダムの下流約九キロメートル地点で渡良瀬川に合流する河川であり、群馬県において昭和五十九年から独自に測水所を設置し流量資料の収集を開始していた開発調査地点でもある。

田沢発電所の建設計画は、第五次発電水力調査において、群馬県内の包蔵水力未開発地点として報告された小黒第一、小黒第二発電計画を基に検討したものである。小黒第一地点計画は、小黒川上流より最大使用水量毎秒一・六立方メートルを取水し、延長約二千四百メートルの無圧トンネルで導水、有効落差百九十一・九メートル、最大出力二千五百キロワットの流束込み式の発電計画であった。また、小黒第二地点計画は、小黒第一発電所の放水口直下に取水ダムを設け左岸側より延長約千八百メートルの無圧トンネルで導水し、一方、沢入川及び田沢川に取水堰を設け、延長約四千二百メートルの無圧トンネルで導水し、小黒川の流水と合わせて最大使用水量毎秒三・〇立方メートル、有効落差百一・三メートルで最大出力二千五百キロワットの発電計画であった。

これら二つの発電計画の調査検討を重ねた結果、平成二十三年度に小黒第一地点計画と小黒第二地点計画の二地点を合わせた、最も経済性の高い地点の発電計画を立て概略設計を行い、二十四年三月に東京電力と「田沢発電所の建設及び電力受給に関する協定」を締結し、建設に向け手

続きを開始した。

この発電計画は、取水堰を桐生市黒保根町下田沢の小黒川に設置し、最大毎秒一・八五立方メートルの取水を行い、延長約千五百メートルの導水路トンネルで水槽まで導いた後、延長約千四百メートルの水圧管路により発電所に導水し、有効落差百四十二・五二メートルを利用し最大出力二千キロワットの発電を行い、延長約三十六メートルの放水路にて田沢川に放流する水路式発電所である。

また、本計画により、小黒川の取水堰から発電所放水口までの約四・二キロメートルが減水区間となり、上野土地改良区による取水も減水区間に含まれてしまうため取水堰右岸側に階段式魚道を設置し、河川維持流量及び土地改良区取水量を放流することとした。

水車は、ベルトン水車で、水流を当てるニードル弁にデフレクタを設置することにより余水路を省略し、経済性を上げている。

また平成二十三年三月に発生した東北地方太平洋沖地震、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に再生可能エネルギー源の利用に関する制度のあり方について再検討が行われ、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」は廃止となり、替わって「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措

置法」(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)が二十三年八月三十日公布され二十四年七月一日に施行することとなった。

固定価格買取制度は、電気事業者に対して、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)で発電した電気を、一定期間、国が定める固定価格で買い取ることを義務付けた制度である。田沢発電所についても、国の設備認定を受け固定価格買取制度の適用を受ける予定である。

二 火力

平成八年十一月に設置した、高浜発電所については、ガスタービン発電に係る維持修繕費や燃料ガス購入費など運転経費の増加が見込まれたため、経済性を総合的に判断して二十三年三月末をもってガスタービン発電の運転を休止し、蒸気タービン発電単独での発電を行っていた。

しかし、平成二十三年三月十一日の東日本大震災による電力需給の逼迫により、同年七月からガスタービン発電を再稼働させ電気の安定供給に貢献している。

三 風力

風力エネルギーは、風速・風向が変動するため、安定したエネルギー供給という面では難しさはあるが、潜在的に資源

が広範に存在し、無尽蔵のクリーンなエネルギーである。

日本における風力発電は、北海道から日本海側の風況が良い地域に集中し、内陸部では比較的少ないのが現状であった。企業局では、内陸部における風力発電の事業化の可能性を探るため平成十一年に三〇〇^{キロワット}の発電所を吉岡町に建設して以来、次の新たな開発可能性を求め継続的に風況調査を行っている。

新たな風力発電の適地選定のため、対象地区に計測装置を設置し、風速・風向などのデータを収集している。平成十三年十一月以降から二十三年度末までに行った地域は次のとおりである。

平成十三〜十五年度	昭和村閑屋
十六〜十七年度	榛名町上里見
十八〜十九年度	渋川市白井
二十〜二十一年度	千代田町赤岩
二十二〜二十三年度	太田市強戸

調査の結果、平均風速は毎秒二・五から三・六であった。

風力発電の採算性は年間平均風速で毎秒六以上であり、風速毎秒四以上程度の群馬県に建設するのは経営上難しい状況

である。

第五章 団地課

第一節 組織等の変遷

第一項 団地課

一 団地課

平成十七年四月に設置した団地課の前身は、十四年四月時点での開発課であった。

平成十七年四月、団地造成事業の経営改革に向け開発体制を見直し、これまでの開発課から団地課に改めた。

平成十七年四月時点の団地課は、三グループ体制であったが、団地造成事業の経営改革を進めるなかで、十八年度には、販売促進課と統合し団地販売課に組織を変更後、二

十年度には工業用地課と団地整備課に再編した。その後、二十一年四月に工業用地課と団地整備課が統合し再び団地課となり、二十三年度末現在に至っている。

平成二十四年三月時点の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

団地課長	
次長	管理係
調査計画係 (二名)	土地造成事業の予算、 工事事務、庶務
建設係 (三名)	新規工業団地の調査・ 計画、企画及び調整 建設工事の予算、積算・ 施工、造成土地及び施

販売室長	販売係 (四名)	設の維持管理、板倉ニュータウン事業の施行計画、計画見直し、原価算定及び精算
用地係 (三名)	用地分譲の予算、分譲方針、分譲価格及び分譲契約	用地買収、補償、

職名	在職期間	氏名
板倉ニュータウン担当部長 兼団地課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	佐藤 則夫
団地課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	嘉山 実
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	須田 稔
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	鈴木 健一
施設主監	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	外所 勝

用地主監	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	宇野 文保
販売室長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	坂本 和昭
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	小林 正次

二 販売促進課

平成十四年四月時点の販売促進課の組織は、二グループ（管理・工業団地グループ及び住宅団地グループ）体制であり、地域機関として板倉ニュータウン販売センターを設置していた。

その後、平成十七年に管理部から事業部に移管し、十八年度から販売と造成の一体化を強力に推進するため十八年三月に廃止した。

歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
販売促進課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	八木 計二
〃	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	田村 一男

三 開発課

平成十四年四月時点の開発課の組織は、一課内室四グループ体制であったが、団地の造成及び販売業務の再編により十七年三月に組織を廃止した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
局部参事兼 開発課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	新井 洋征
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	角田 勇
参事兼 開発課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	佐藤 則夫
施設管理室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	贄田 正夫
施設主監	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	外所 勝

四 団地販売課

平成十八年四月、団地販売力の強化に向けて、造成販売の一体化及び需要に応じた造成販売体制を確立するため、団地課及び販売促進課を統合し、団地販売課を設置した。

平成十八年四月時点の団地販売課の組織は一課内室四グループ(管理・用地グループ、建設グループ、工業団地グループ、住宅団地グループ)体制であった。

平成二十年三月には、新規工業団地開発に向けた体制強化を一層推進するため、機構改革を実施し組織を廃止した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
団地販売課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	池田 純一
販売企画室長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	高橋 厚
販売室長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	木村 常昭

五 工業用地課

平成二十年四月、新規工業団地開発に向けた体制強化を図るため団地販売課を再編し、用地取得と販売を担う工業用地課を設置した。

平成二十年四月の工業用地課は一課内室三係体制(管

理係、用地係、販売係)に加え、開発前の用地取得及び開発後の用地管理等きめ細かく実施し、企業のニーズに合った団地用地の提供に努めるため、用地主監を配置したが、団地造成事業の経営改革の強力な推進と迅速に対応できる体制の早期構築のため、二十一年三月で廃止とした。

課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
参事兼 工業用地課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	外所 勝
用地主監	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	宇野 文保
販売室長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	木村 常昭

六 団地整備課

平成二十年四月、新規工業団地開発に向けた体制強化を図るため団地販売課を再編し、調査・計画・建設を担う団地整備課を設置した。

平成二十年四月の団地整備課は三係体制(管理・調査係、建設係、計画係)に加え、より実効性の高い団地開発計

画の実現に向け、計画主監を配置したが、団地造成事業の経営改革の強力な推進と迅速に対応できる体制の早期構築のため、二十一年三月で廃止とした。

課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
団地整備課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	池田 純一
計画主監	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	今井 洋一

第二項 地域機関

一 団地総合事務所

平成二十一年四月、団地部門の再編整備の一環で、新規工業団地造成業務、既存の住宅団地分譲業務等を所管する団地総合事務所を現場に近い太田市内に設置した。

平成二十一年四月の団地総合事務所の組織は、三係一支所(管理係、工務係、分譲係、板倉ニュータウン販売センター)体制であったが、二十四年三月時点は工務係を工務第一係と工務第二係に分割し四係一支所体制となっている。歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
団地総合事務所長	自平成二・四・一 至平成二四・三・三一	今井 洋一
団地総合事務所副所長	自平成二・四・一 至平成二二・三・三一	石倉 正
〃	自平成二・四・一 至平成二四・三・三一	田部田富夫

二 板倉ニュータウン販売センター

平成十四年四月時点の板倉ニュータウン販売センターの組織は、販売関係の二課体制であったが、十七年四月、団地造成事業の経営改革の一環として販売と造成の一体化のため、造成部門を設置した。

その後、平成二十一年四月には団地総合事務所設置により支所として位置付けられた。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
板倉ニュータウン販売センター所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	毒島 茂

〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	南澤 英一
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	大谷 範幸

三 東毛建設総合事務所・東毛建設事務所

平成十四年四月時点の東毛建設総合事務所は、三部六課体制であった。この年、所掌業務内容の多くが開発課所管であるため、総務課の地域機関から開発課の地域機関に移管した。

その後、団地造成事業の経営改革のため、平成一六年四月には規模を縮小して東毛建設事務所とした後、十七年三月に機構改革により組織を廃止した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
局部参事兼東毛建設総合事務所所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	鈴木 武次
東毛建設事務所所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	石井 章憲

東毛建設総合事務所 管理用地部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	外所 勝
東毛建設総合事務所 事務部長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	竹本 滋
東毛建設総合事務所 事務部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	児玉 正人
東毛建設総合事務所 事務部長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	福島 実
東毛建設総合事務所 事務部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	牛込 正治
東毛建設総合事務所 事務部長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	竹本 滋

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 産業・工業団地

一 産業・工業団地の造成状況及び造成経緯
平成十三年三月に県の総合計画「21世紀のプラン」が策

定され、産業基盤の強化について、生産基盤の整備や多様な産業の立地・集積を進めることとした。

県内の高速交通網においては、すでに開通している上越新幹線、長野新幹線、東北自動車道、関越自動車道、上信越自動車道に引き続き平成二十三年三月に北関東自動車道が全線開通し、本県の高速交通網は、南北軸に加え東西軸の充実が図られ、国内各地へのアクセスが飛躍的に向上した。

団地造成事業においても、このような時代を迎え、本県産業経済の高度化と優良企業の誘致を積極的に推進し、県経済の活性化と県土の均衡ある発展を目指して、産業及び工業団地の造成を行った。

産業・工業団地造成状況

(平成)年度	団地名	所在地	造成面積	分譲面積	分譲区画数	施行区分
一九〇二〇	沼田沼須	沼田市沼須町	三・〇畝	三・〇畝	一 区画	不動産登記法
二一〇二二	館林渡瀬南部	館林市足次町他	九・六畝	八・五畝	一 区画	〃
二一〇二二	明和第三	明和町大輪他	一八・七畝	一五・四畝	一 区画	〃
二一〇二二	多田山北	伊勢崎市・前橋市	一〇・九畝	六・四畝	三 区画	〃
二一〇二二	板倉ニュータウン 産業用地	板倉町泉野二丁目	三七・五畝	三七・五畝	七 区画	〃

各団地の造成経緯は、次のとおりである。

(一)沼田沼須産業団地

本団地は、沼田市役所の南約二kmに位置し、一級河川片品川の北に隣接した区域で、畑を主とした農地であったが、県営畑地帯総合整備事業(沼須地区)により創設された非農用地が設定され、沼田市から産業団地開発の要望があった。

平成十八年六月に企業局と沼田市で確認書を締結し、市と役割を分担した共同事業として、十九年六月に知事の同意を得て団地造成を実施した。

(二)館林渡瀬南部産業団地

本団地は、館林市役所の北約二・四kmに位置し、東武鉄道佐野線と主要地方道佐野・行田線に挟まれた区域で、水を主とした農地であったが、地元企業の事業拡張、工場集積のための受け皿づくりとして、館林市から造成要望があった。

平成十六年三月に企業局と館林市、館林市土地開発公社の三者で確認書を締結し、造成後は市に一括して分譲するオーダーメイド団地として、十六年三月に知事の同意を得て団地造成を実施した。

(三) 明和第三工業団地

本団地は、西側に明和工業団地、東側は既存の工場集積地区に挟まれた水田及び畑であったが、明和町が平成十七年に策定した都市計画マスタープランに工業集積地区として位置付けられ、二十年五月に群馬県産業集積促進委員会が新規団地の候補地に選定された。

平成二十年八月に企業局と明和町で確認書を締結し、町と役割を分担した共同事業方式として、二十年十一月に知事の同意を得て団地造成に着手した。

(四) 多田山北産業団地

本区域は、前橋市西大室町と伊勢崎市赤堀今井町に跨がる山林であったが、北関東自動車道の盛土材を採取した跡地を住宅団地に造成する計画として、平成八年五月に知事の同意を得て事業に着手した。その後の地価下落や住宅需要の減少など社会経済情勢の変化により、十七年度から全庁的な検討組織「多田山土地利用研究会」を設置し、土地利用計画の見直しを行い、産業団地として土地利用を図ることとした。

平成二十年度に前橋市・伊勢崎市の都市計画マスタープランに産業集積地区として位置付けられ、二十一年度に、県道前橋西久保線から北を多田山北産業団地、南を多田山南産業団地として、先ずは多田山北産業団地の造成に同

年度から着手した。

(五) 板倉ニュータウン産業用地

本区域は、平成六年十月に新住宅市街地開発法の事業認可を受け、住宅や大学などの用地や、公益施設の整備に着手したが、住宅分譲が低迷していたことから、早期の街づくりを図るため、二十年度から土地利用計画の見直しを行い、二十一年度に県道板倉榎谷館林線以北の区域の一部を新住宅市街地開発事業区域から除外し、産業用地として整備した。

二 産業・工業団地の分譲状況と販売促進

造成した産業・工業団地については、群馬県団地造成事業に関する条例の規定に基づき、分譲を行っている。

平成三年度から十二年度までは、いわゆるバブル景気崩壊後の長期にわたる景気後退により、企業の設備投資意欲の減退等による工業用地への需要低迷が見られたことから、平成十二年度に販売促進課を設置し、「造成から販売へ」事業をシフトする方針を打ち出し、立地対象業種の拡大を行い分譲促進を図った。

平成十四年度からは、バブル崩壊以降、企業が抱えていた負の遺産(設備、雇用、債務の「三つの過剰」)がほぼ解消し、企業体質が改善され、景気は着実に回復を続けていたが、

依然、地価の下落が進行していたため、十六、十七、十八年度に十団地の分譲価格の引き下げを行った。

平成十九年度のサブプライムローン問題を契機とするアメリカ経済の下振れによる影響や金融資本市場の変動、原油価格の高騰を背景とし、企業収益の改善が徐々に足踏み状態となり、企業への分譲面積も下降に転じたため、二十一年度に民間活力を利用した「販売仲介手数料制度」を新たに策定し、販売の促進を図った。

産業・工業団地の分譲状況

年 度	分譲件数	分譲面積(㎡)
平成一四	一五件	一二三、三五〇・二〇
一五	四件	四五、九二五・一〇
一六	一件	八四、七二一・五一
一七	一件	一七九、〇一五・〇二
一八	三、四件	五四五、五一九・八一
一九	一〇件	一七九、一六七・七三
二〇	六件	四四、五五三・九四
二一	五件	九三、九二一・五一
二二	二件	一四九、六九四・六一

二三

四件

四四、二二四・二八

分譲企業等

年度	団地名	企業名等	分譲面積(㎡)	生産品目等
平成一四	<p>金井 太田リサーチパーク</p>	<p>(株)ペイントハウス 太田市 (株)しまふく オウミ技研(株) (株)ソファイア (有)斉藤金型製作所 ソニック(株) 三國コココーラボトリング(株) 浅間酒造(株) (株)群北車両 東洋ドライループ(株) (株)ミトヨ (株)フアベスト 沼田土木事務所 (株)オリンピア 日本実業(株) 須川工業(株) (株)ヒラタ</p>	<p>一六、一三六・〇一 五、二八六・四〇 一〇、四〇二・二七 四、九五〇・〇三 九三六・六五 四、七四二・八二 四、六四一・五四 三、三四〇・〇四 三、八六二・六四 一、六七四・五一 八、九九九・九三 六、九三八・九八 一六、六三五・〇〇 一、七四五・〇五 三三、〇五八・三三 一七、九七五・七二 一〇、六七五・五六 一六、五八六・四三</p>	<p>システムキッチン 群馬産業技術センター ピックアップレンズ ソフト開発 遊技機 金型 公告代理業 清涼飲料 酒類 建設機械リース 固体皮膜潤滑剤 自動車用ゴム製品 金型 転流工用地 室内遊技機 ペット販売 自動車部品 自動車部品 自動車部品</p>
一五	<p>鞍掛第三 新田東部</p>	<p>新田東部 昭和関屋 伊勢崎三和 富士見坂上 鞍掛第三 新田東部</p>		

昭和関屋	沼田土木事務所	六八七・三九	転流工用地
太田リサーチパーク	サイテックス(株)	九、二二六・四四	プラスチック製品
太田沖野・上田島	松陽産業(株)	四、九九九・九七	パンチングメタル
藤岡東平井	モダンプラスチック工業(株)	一〇、五二七・七一	プラスチック製品
〃	(株)協正金型製作所	六、五六六・二八	ダイカスト金型
〃	(株)鐵建	八、六七四・二九	鉄鋼
〃	(株)和泉 / (株)いづつ藤	七、五〇二・六八	気泡緩衝材
新田東部	小川産業(株)	四、九九九・五八	自動車塗料
〃	(株)スチール	五、三三三・六六	建築材料等卸
〃	(株)ナカダイ	二、三一四・〇五	鉄スクラップ加工処理
伊勢崎三和	杉原エスイーアイ(株)	九、九一七・三六	プリント基板
〃	(株)オリンピア	一四、六六九・四九	室内遊技機
藤岡東平井	ヒカリ(株)	四、九九九・八二	金属加工
〃	(株)ラック印刷	六、九五一・〇〇	自動車部品組立
〃	(有)美松運送	七、五七一・五六	貨物運送
鞍掛第三	大阪玉造鋼業(株)	八、九九八・九三	極厚鋼板
〃	恵亜工業(株)	六、六一一・六〇	特殊塗装
〃	清水印刷紙工(株)	一〇、九〇九・七九	印刷・紙器加工
〃	(株)昭和	一六、五八一・八二	総合食品卸売
〃	恵亜工業(株)	三、〇〇二・一八	特殊塗装
〃	ダイセ(株)	一〇、二五五・五六	空気圧用流体継ぎ手
新田東部	(株)堀越製作所	一、九三六・〇八	金属プレス製品

昭和関屋
伊勢崎三和
尾島第二
高崎複合
太田リサーチパーク
太田沖野・上田島
藤岡東平井
鞍掛第三
新田東部

味の素フアインテクノ(株)
株キグレ・テクノ
トラスコ中山(株)
株浅野
大和物流(株)
群栄化学工業(株)
株総合ピーアール(株)群馬総合輸送
オウミ技研(株)
菊池プレス工業(株)
松陽産業(株)
味の素冷凍食品(株)
株協正金型製作所
株トーリック
アルパイ東プラ(株)
須川工業(株)
協和純薬工業(株)
株古川製作所
同和鑛業(株)
株池田製作所
株ブルー・ベッパ
株吉田製作所
株サンキ

五〇、一二三〇七
八、〇九九二一
三三、〇五八二四
九、九一七二六
一七、三六二四二
六七、四一〇三〇
九、九九七八七
三、三〇五九五
四九、七二七七七
四、九五八六七
七七、三六七三〇
三、三〇五九五
一八、七八三・五八
二五、〇〇〇〇〇
六、一〇四二八
四、四八二・四二
六、六一・六〇
一六、六三四・九九
三、五三二・七三
六、三三二・一八
一九、〇五九・六四
四、九五五・五〇

有機化学工業製品
金型部品工作機械器具
機械器具卸売業
自動車・電器等試作・金型
道路貨物運送
化学工業
総合広告業
電子機器設計・製造
金属製品
パンチングメタル
食料品
ダイカスト金型
貨物運送
プラスチック製品
輸送用機械器具
試薬・工業薬品
産業用ロボット
非鉄金属
自動車部品
貨物運送
電子部品・デバイス
プラスチック塗装

昭和関屋	昭和関屋	阿部製作(株)	六六一・六七	金属製品
伊勢崎三和	伊勢崎三和	(有)今井製作所	三〇五・八四	自動車部品・付属品
西工業(株)	西工業(株)	(株)ワシントン・モーターズ	一、七五三・九九	自動車整備
佐藤運送(株)	佐藤運送(株)	(株)堀越製作所	七、七八〇・四	輸送用機械器具
メロディアン(株)	メロディアン(株)	(株)宝泉プレシジョン	三三〇・五八	輸送用機械器具
杉原エス・イー・アイ(株)	杉原エス・イー・アイ(株)	藤森工業(株)	二、八九七・一七	金属表面处理
(株)中島	(株)中島	佐藤運送(株)	六六、一一四・八二	プラスチック製品
(株)翔栄	(株)翔栄	西工業(株)	二〇、六二〇・七五	貨物運送
群馬県(環境・森林局)	群馬県(環境・森林局)	(株)ジー・エム・ケー	八、六三八・二六	産業用機械
長野原町	長野原町	(株)下井田製作所	五、一七七・三三	情報サービス
リケンテクノス(株)	リケンテクノス(株)	メロディアン(株)	七、五七〇・三〇	金型
(株)鐵建	(株)鐵建	杉原エス・イー・アイ(株)	一四、八七七・一七	食料品(乳製品)
ヒカリ(株)	ヒカリ(株)	(株)中島	一八、五二二・五〇	電子部品・デバイス
(有)福島重車両	(有)福島重車両	(株)翔栄	九、九一四・七二	金属プレス加工
キヤノン電子(株)	キヤノン電子(株)	群馬県(環境・森林局)	一七、四三五・五二	タッチパネル
鞍掛第三	鞍掛第三	長野原町	九、一〇八・〇〇	産業廃棄物モデル団地
昭和関屋	昭和関屋	リケンテクノス(株)	六二七・四四	町道用地
		(株)鐵建	二二、八四五・四六	プラスチック成形材料
		ヒカリ(株)	一三、七六四・八六	鉄鋼
		(有)福島重車両	四、五四七・三四	金属加工
		キヤノン電子(株)	二、三一四・〇六	自動車整備
			八九、八〇二・二七	レーザービームプリンター



多田山北産業団地(平成27年5月現在)

第二項 住宅団地

一 住宅団地の造成状況及び造成経緯

住宅団地の造成は、都市近郊における、健康で文化的な生活を営むに足りる良好な居住環境を有する宅地を低廉に供給し、県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に行ってきたが、いわゆるバブル景気崩壊後の宅地需要の低迷により、平成十六年度において、今後の住宅供給等に関する県の役割や県の住宅政策の基本的な方向性について、「新住宅政策プロジェクト」による全庁的な検討の結果、報告書が取りまとめられた。

その中で、県の宅地供給のあり方を「基本的には、県は新規の住宅団地造成は行わず、民間による宅地供給に委ねる」、「地域により民間で対応できない宅地開発については、基本的に市町村等が主体的に対応する」、「県は市町村からの要請に応じて、事業実施を積極的にサポートすることとした。

企業局では、この方針との整合を図りながら、「基本的には、新規の住宅団地の開発は行わない」、「未造成の既存住宅団地は、県及び市町村等と検討し利活用を図る」、「分譲中の住宅団地は更なる経営の健全化を図り販売促進に努める」との方針を打ち出した。

住宅団地造成状況

(平成)年度	団地名	所在地	造成面積	区分	分譲面積	分譲区画数	施行区分
一二〇二二	ふれあいタウン ちよだ	千代田町大字萱野・ 上五箇・上中森	二五・〇〇〇	住宅 ----- 商業	六・二〇〇 ----- 九・二〇〇	二四一区画 ----- 九区画	不動産登記法

ふれあいタウンちよだの造成経緯は、次のとおりである。

本団地は、千代田町役場の東約三kmに位置し、千代田工業団地に隣接している農地であったが、千代田町及びその周辺では工業団地が多数造成され、これに伴う工場等への就業者数が増加していたことから、これら就業者の住宅需要や今後の新規工業団地への企業立地に伴う住宅需要に対応するため、本住宅団地の造成を実施することとした。

都市計画における、住居系の用途指定要件に基づき、全体区域面積を四一〇〇とし、このうち企業局で二五〇〇を、西呂楽土地開発公社(千代田町)が一六〇〇を造成することで、平成十二年二月に知事の同意を得て団地造成を実施した。

二 住宅団地の分譲状況と販売促進

住宅団地の分譲は、高度成長期からバブル期までは宅地供給が必要に追いつかない状態であったが、いわゆるバブル崩壊後の長引く景気低迷など先行きに対する不安感もあり、住宅団地に対する需要は大幅に低下した。

このため、平成十八年度に民間住宅事業者を対象に複数の区画を一括して分譲する「卸分譲制度」や区画数に応じて割引率を適用する「割引制度」を創設し、分譲の促進を図った。

平成二十一年度には、宅地購入者を紹介した個人に謝礼金を支払う「個人紹介制度」や、宅地建物取引業者等へ紹介手数料を支払う「顧客紹介制度」、企業局が造成した産業・工業団地に立地する企業を対象とした「販売提携制度」を創設した。

更に、平成二十二年度には、民間宅地事業者との「共同分譲事業」を新たに創設するとともに、従前から実施していた、新聞広告、ポスティング、住宅情報誌への広告掲載をはじめ、テレビ、ラジオを利用しての広報活動、春と秋の分譲キャンペーン等の強化を図り、一層の販売促進に努めたが、分譲状況は伸び悩んだ。

住宅団地の分譲状況

年度	団地名	区画数	面積(㎡)
平成一四	ふれあいタウンちよた ほか二団地	二三	五八〇・七五
一五	ふれあいタウンちよた ほか二団地	二八	九、九七三・六二
一六	保泉三ータウン ほか二団地	三〇	七、四五六・六
一七	ふれあいタウンちよた ほか一団地	一九	四、七九五・三
一八	保泉三ータウン ほか二団地	一四四	三八、四七六・四
一九	ふれあいタウンちよた	七	一、七六四・八
二〇	ふれあいタウンちよた	五	一、三六八・二
二一	ふれあいタウンちよた	三	七五八・〇三
二二	ふれあいタウンちよた	六	一、五〇三・二九
二三	ふれあいタウンちよた	二	五三三・九八

商業用地の分譲(事業用定期借地含む)状況

年度	団地名	区画数	面積(㎡)
平成二一 〜二三	ふれあいタウンちよた	七	八、九七九・〇〇

第三項 板倉ニュータウン

一 板倉ニュータウン建設の経緯及び造成状況

県は、平成二年十二月に東洋大学板倉キャンパスの用地、東武日光線の新駅と周辺施設、大規模住宅団地、渡良瀬遊水池アクリメーション事業関連施設の整備を骨子とした「邑楽東部総合開発構想」を策定し、その一環として板倉ニュータウンを造成することとした。

企業局は、昭和三十七年以来総開発面積五百㍓に及ぶ住宅団地を造成しており、住宅地開発に関する知識、技術の蓄積があつたことから、地元板倉町の協力及び全庁協力体制のもと、本事業の主体となつて取り組むこととなつた。

平成四年から七年に全区域の用地買収を行い、六年に新住宅市街地開発事業(以下、「新住事業」という。)の認可を受け、建設に着手した。

建設当初の計画（うち新住事業区域内）

開発面積	計画戸数	計画居住人口
二一八・〇畝 (二〇二・四)	三、四〇〇戸 (三、二〇〇)	一一一、〇〇〇人 (一一、〇〇〇)

平成八年度から宅地分譲を開始したが、バブル崩壊後の住宅需要の低迷などにより、十九年度までの分譲実績は、七三八戸と計画の約二割程度であったため、二十一年度に入居事業区域を縮小し、県道板倉粕谷館林線以北の区域の一部を住居用地から産業用地に、住居専用地域の一部を公共施設や店舗・事務所なども立地可能な用地に、特定業務用地を商業施設も立地できる用地に、都市計画の用途地域の変更を行った。

変更後の計画（うち新住事業区域内）

開発面積	計画戸数	計画居住人口
二一八・〇畝 (二二八・一)	一、六七八戸 (一、四五一)	五、九〇〇人 (五、一〇〇)

住宅地の造成は、平成六年に朝日野一丁目から着手し、朝日野三丁目及び四丁目の北側、朝日野二丁目、泉野一丁目、泉野三丁目、朝日野四丁目の南側の順に工事を行ってきたが、分譲が低迷していることから十九年度以降の造成は行っておらず、二十三年度末現在、約十七・六畝（四七一戸分）が未造成の状況である。

二 板倉ニュータウンの分譲状況と販売促進

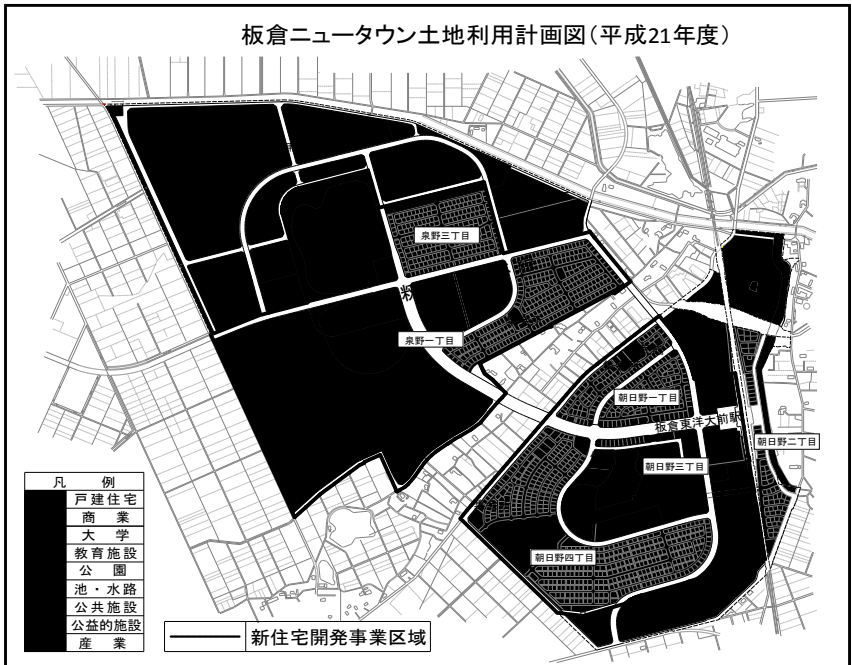
板倉ニュータウン住宅用地の分譲は、まず、早期の街並みの形成を図るため、平成八年度から民間住宅事業者を対象に複数の区画を一括して分譲する「卸分譲制度」や区画数に応じて割引率を適用する「割引制度」を創設し、卸分譲を行い、九年度からは個人を対象とした一般分譲を開始した。

分譲開始当初から、住宅市場の消費動向は極めて厳しい状況が続いていたため、「卸分譲制度」に加え、平成十一年度には住宅メーカーが住宅を建設し企業局が用地分譲を行う「共同分譲事業」、宅地建物取引業者等へ紹介手数料を支払う「顧客紹介制度」、企業と協定を締結し紹介手数料を支払う「販売提携制度」を創設し、販売促進を図った。また、平成十二年度には、ぐんま優良木造住宅建設基準に適合した住宅建設や緑化に配慮した外構等に奨励金を

交付する「環境共生住宅・福祉住宅等奨励制度」、「企業局宅地ローン利子補給制度」も創設した。

平成十四年度以降は、板倉町民を対象とした「個人紹介制度」、東武鉄道(株)板倉東洋大前駅の周辺商業用地を対象とした「事業用定期借地制度」を新たに創設するとともに、従前から実施していた、各マスメディアを活用した広告宣伝や年数回の分譲促進キャンペーン、東京や近県の企業や銀行、住宅メーカーへの訪問などを行い、一層の販売促進に努めた。

板倉ニュータウン土地利用計画図(平成21年度)



板倉ニュータウン分譲の状況(事業用定期借地用地を含む)

計	平成										年度	区画	住宅	分譲面積(㎡)	区画	商業施設	分譲面積(㎡)	区画	その他(大学・産業用地等)	分譲面積(㎡)	
	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四											三
八一五	一	一	一	二	三	六	〇	一	二	五	三	七	三	六	二	〇	一				
一九七、八五四・〇六	二、七八二・三三五	四、四八三・八三六	四、一七六・三三〇	六、二一七・七一〇	九、一八九・七四一	一六、二六三・八一	二二、七〇五・二五〇	三三、五九五・二四〇	六、五一二・四四五	一三、四〇三・三三三	一〇、五二二・八三三	一七、〇八〇・三三九	九、四八七・八〇〇	一六、五九五・一四〇	三〇、五八九・二一〇	二二、二四九・二二二					
三六	一	二	二	二	二	二	一	三	二	七	三	九	二								
二七、六二八・四七	五六八・四六	六八〇・一七	一、四四七・四九	六、七三三・七九	五七〇・三六	三三二・〇一	一、〇三七・四一	六六二・〇三	三、七二二・九六	一、一八七・三一	四、二四三・七一	一二、五〇二・七七									
一九	二									一	一	二	一	六	六						
三八七、二二四・五八	二四、六一三・七九									二	四	九、一七四・五五									

第六章 水道課

第一節 組織等の変遷

第一項 水道課

一 水道課

水道課の平成十四年四月時点の組織は、管理係、上水道係、工業用水道係、施設係の四係体制であり、水道と工業用水道の管路網の整備と、水道事務所と工業用水道事務所の連絡調整の強化を図るため、十七年三月まで水道主監を設置した。

また、平成二十二年四月から八ツ場ダム住民訴訟に対応するため調整主監を設置した。

平成二十四年三月時点の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

水道課長	管理係
調整主監	(三名)
	上水道、工業用水
	道事業の工事事

次長		工業用水道係 (三名)	務、予算、庶務
水道係 (六名)		工業用水道の建設、工業用水道施設の保守管理	
理		上水道の建設、上水道施設の保守管	

水道課長	職名	在職期間	氏名
〃	齋藤 忠男	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三二	
〃	白石 利幸	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三二	
〃	石川 明	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三二	
〃	須田 稔	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	
〃	嘉山 実	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	

企業局参事兼 水道課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	嘉山 実
水道主監	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	千川 四郎
調整主監	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	大山 久夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	入沢 弘臣
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	藤原 義彦

第二項 地域機関

一 工業用水道事務所

澁川工業用水道事務所は、平成十四年四月以降、二十三年度まで、原水調整池新設のため建設係を設置し二グループ体制をとつた十八年度から二十一年度以外の期間は工業用水道施設の維持管理を行う管理グループの一グループ（十九年度からは係）であつた。

東毛工業用水道事務所は、平成十四年四月以降、二十三年度まで、工業用水道施設の維持管理を行う管理グループの一グループ（十九年度からは係）であつた。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
澁川工業用水道事務所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	狩野 孝久
〃	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	塚越 治夫
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	辻 享彦
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	黒岩 時春
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	藤原 義彦
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	安済 勝一
東毛工業用水道事務所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	笠原 衛
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	福島 実
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	浅見 正和
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	武井 公仁

”	自平成二・四・一 至平成二・三・三二	中林 保
”	自平成二・四・一 至平成二・四・三・三二	星野 勉

二 水道事務所

県央第一水道事務所は、昭和六十一年四月に発足以来、送水管路の拡張等の際に建設係を設置し業務量に見合った体制で業務に当たっており、平成二十三年度末現在、三係体制をとっている。また、副所長を十八年四月から二十二年三月まで設置した。

新田山田水道事務所は、平成四年四月、新田山田水道建設事務所の廃止により設置、三課で発足し、二十三年度末現在は、二係体制である。

東部地域水道事務所は、平成九年九月、東毛建設総合事務所水道事業部の廃止により設置、四課で発足し、十五年度以降二係体制で二十三年度末現在に至っている。

県央第二水道事務所は、平成十年四月、西毛建設総合事務所水道事業部の廃止により設置、四課体制で発足し、一時浄水設備等の建設に伴い五課体制としたが、二十三年度末現在は二係体制をとっている。また、副所長は、十三年四月から十八年三月まで設置した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
県央第一水道事務所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三二	洞口 幸男
”	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	伊藤 征一
”	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三二	石井 章憲
”	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	堀口 三郎
”	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三二	嘉山 実
”	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	鈴木 健一
”	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	飯沼 茂良
県央第一水道事務所副所長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三二	橋本 賢一
”	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	主代 一秀
新田山田水道事務所長	自平成一三・四・一 至平成一七・三・三二	高野 智儀

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
西毛建設事務所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	白石 利幸
〃	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	石川 明

第二節 主な施策、事業等の推移

第一項 工業用水道事業

工業用水道事業は、昭和三十八年に地方公営企業法を適用し、低廉豊富な工業用水を安定的に供給し、県内工業の振興発展に寄与することを目的とする事業である。

企業局では、洪川工業用水道を昭和四十年から、東毛工業用水道を五十三年から運営しており、地域開発のための基盤整備事業として、また環境及び国土の保全を図るための地下水利用の適正化に重要な役割を果たしている。

なお、料金について、平成十八年度までは使用量に関わら

職名	在職期間	氏名
水質検査センター所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	上原 淳子
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	大塚 廣末
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	樋田眞理子
〃	自平成一七・四・一 至平成二一・三・三一	岸 幸子
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	齋藤 喜孝
〃	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	近藤 均
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	村田 宗茂

四 西毛建設事務所

平成十四年四月、業務内容の多くが水道課所管であるため、総務課の地域機関から水道課の地域機関に移管し、その後、県央第一水道の施設管路の建設工事等の終了に伴い十八年三月に廃止した。

ず契約水量に基づき定額を徴収する責任水量制としてきたが、受水企業から使用水量に見合った料金体系の要望が高まったことから、十九年四月から契約水量に基づく定額部分と使用水量に応じた従量部分とによる二部料金制を導入した。

平成十年度から管理総合事務所において実施してきた工業用水道事業の集中監視制御は、二十四年度から工業用水道事務所で監視制御を行う体制に移行するため、二十

三年度末で終了した。

また、東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故により、浄水発生土から高濃度の放射性物質が検出された。渋川工業用水道で発生した放射性物質濃度が一キログラム当たり八千ベクレルを超える浄水発生土百二十七トンについては適正に保管するとともに、平成二十四年二月に環境省あてに指定廃棄物指定のための申請を行った。

年度別給水実績

年 度	年間給水実績(㎥)	事業別年間給水実績(㎥)	
		渋川工業用水道	東毛工業用水道
平成 一四	五四、四〇〇、二四七	三〇、九一七、四七五	二三、四八二、七七二
一五	五五、六四四、九九三	三三、六〇六、四五九	二三、〇三八、五三四
一六	五七、七六一、五四五	三四、一八八、一九一	二三、五七三、三五四
一七	五六、二五八、一五四	三三、九三一、七三八	二三、三二六、四一六
一八	五二、三七三、二四一	二九、三三三、三一九	二三、〇四〇、九二二
一九	四九、四九八、二六二	二六、〇一八、四五一	二三、四七九、八一
二〇	五一、三七六、三二二	二八、九二五、四六〇	二三、四五〇、八六二
二一	五〇、二九一、一一五	二八、六四四、〇三〇	二二、六四七、〇八五
二二	五一、二五三、七九四	二九、七三三、七三〇	二二、五二一、〇六四
二三	五〇、七〇四、〇〇〇	二九、九五〇、九七四	二〇、七五三、〇二六

一 渋川工業用水道

渋川工業用水道は、渋川市及びその周辺を給水区域として、工業用水の需要を賄ってきた。

平成十四年度から二十一年度に、老朽化した設備の更新及び集中豪雨などにより施設の処理能力を上回る濁水の発生頻度が増加したことへの対策のため改築事業を実施した。その内容は、老朽化設備対策として、取水ポンプ場から浄水場までの導水管、受変電設備及び取水ポンプの更新、濁水対策として、原水調整池及び混和池を新設した。

給水契約量及び料金単価の推移

年度	契約日量(㎥)	料金単価(円/㎥)	給水先
平成一四	一〇七、二〇〇	一三	七社九工場
一五	一〇九、七二〇	〃	〃
一六	一一二、七二〇	〃	〃
一七	一〇三、五二〇	〃	七社八工場
一八	一〇八、五二〇	〃	〃
一九	一一三、五二〇	基本料金 一・二 使用料金 一	〃
二〇	〃	〃	〃
二一	〃	〃	〃
二二	〃	〃	〃
二三	〃	〃	〃

平成十八年度から十九年度には、需要増加に対応するため、配水管路をダクタイル鑄鉄管で新設した。

契約水量は、平成十九年度以降、一日最大給水量の九十四・六パーセントとほぼ満量給水となっており、平成二十三年度においては、渋川市、高崎市に所在する七社八工場に対して契約日量十一万三千五百二十立方メートル、年間実績では二千九百九十五万九百七十四立方メートルの給水を行った。また、工業用水道事業に付帯して渋川市水道用水への原水供給を引き続き行っている。

施設概要

建設期間	給水区域	一日最大取水量	取水位置	水源	給水開始	所在地
創設	前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町の各一部	一一〇、〇〇〇㎥	渋川市大字白井地先	(通年)利根川表流水	昭和四〇年八月	渋川市大字白井九五七
改築		一二〇、〇〇〇㎥				
改張						
改良						
改設						
改築						

二 東毛工業用水道

東毛工業用水道は、昭和五十三年十月に給水を開始し、東毛地域における企業の工業用水道需要に应运ってきた。

事業開始時に太田・大泉・尾島地区工業用水道企業団から継承した管路の老朽化設備対策として、平成十七年度から十九年度にダクタイル鋳鉄管への更新を行った。また、管路断水等への対策として、管路の一部ループ化及び制水弁を



渋川工業用水道原水調整池

設置した。

契約水量は、平成十六年度をピークに減少した。

平成二十三年度においては、八十五社九十四工場に対して工業用水を供給しており、契約日量十万七千二百三十五立方^{メートル}、年間実績では二千七十五万三千二十六立方^{メートル}の給水を行った。



渋川工業用水道混和池

給水契約量及び料金単価の推移

年度	契約日量(㎡)	料金単価(円/㎡)	給水先
平成 一四	一一三、五一〇	三五	八 一社九〇工場
一五	一一五、一九〇	〃	八 三社九三工場
一六	一一六、五九〇	〃	八 五社九四工場
一七	一一九、一九〇	〃	八 五社九三工場
一八	一〇九、六三〇	〃	八 八社九六工場
一九	一〇九、九六〇	基本料金 三三三 使用料金 二二一	八 九社九七工場
二〇	一〇九、九四〇	〃	八 七社九七工場
二一	一〇九、三二〇	〃	八 五社九三工場
二二	一〇九、〇四五	〃	八 五社九四工場
二三	一〇七、二三五	〃	八 五社九四工場

第二項 水道事業

水道事業は、昭和五十三年に地方公営企業法を適用し、都市化の進展が著しく、都市用水の需要が増大している地域における水道水の安定した供給体制の確立及び地下水利用の適正化を目的とする広域水道用水供給事業である。

昭和五十二年度に策定された「群馬県水道整備基本構

施設概要

所在地	給水開始	水源	取水位置	一日最大取水量	一日最大給水量	給水区域	建設期間
太田市高林南町一の七	昭和五三年一〇月	(通年)草木ダム・六〇㎡/秒 (夏期)広桃用水転用一・〇〇㎡/秒 (冬期)奈良俣ダム・六五㎡/秒、 八ツ場ダム・三五㎡/秒	埼玉県熊谷市大字小島地先	一三八、二〇〇㎡	一二八、五〇〇㎡	伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	創設 昭和五〇～五三年度 拡張 平成二二～三二年度

想」では、水道事業の広域化を促進するため、県域を五つの地域(県央、東部、西部、吾妻、利根)に分け、それぞれの地域の地理的特性等を考慮して表流水を水源とする広域的、合理的な水道事業を推進することとしており、「県央地域広域的水道整備計画」(五十二年策定)、「東部地域広域的水道整備計画」(六十年策定)に基づき、県央第一水

道、新田山田水道、東部地域水道及び県央第二水道の四つの水道用水供給事業を運営している。

また、「群馬県水道水質管理計画（平成五年度策定）」に基づき、水道水質の自己検査体制と共同検査体制の整備を図るため、九年度に水質検査センターを開設した。

平成十六年度に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」を受け、二十一年度に地域水道ビジョンとして「群馬県企業局水道事業指針」を策定した。

平成二十三年三月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東部地域水道及び県央第二水道で漏水が発生したが、送水に大きな影響は生じなかった。

また、東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故により浄水発生土から高濃度の放射性物質が検出された。県央第一水道及び県央第二水道で発生した放射性物質濃度が一キログラム当たり八千ベクレルを超える浄水発生土二百八十七トンについては、それぞれの事務所において適正に保管するとともに、平成二十四年二月に環境省あてに指定廃棄物指定のための申請を行った。

この事故を受け、水質検査センターに放射性物質濃度を測定できる分析機器を配備し、浄水、浄水発生土の検査を開始した。

なお、四つの水道用水供給事業の平成二十三年度実績で

は、県内十六市町村に合計年間八千二百二十一万五千九百九十五立方メートルの給水を行ったが、これは県内全体の水道給水量の約二十七％、受水市町村における水道給水量の約三十六％を占めている。

一 県央第一水道

県央第一水道用水供給事業は、利根川右岸の県央六市町村に昭和五十八年四月から一部給水を開始し、平成五年度からは満量給水となっている。

平成十八年度に増量要望を受け、吉岡町に新規受水点の建設を行っている。

県央第一水道は、給水開始から三十年近くが経過し、諸機器類の老朽化が進んでいることから、平成二十一年度に「県央第一水道更新・改良計画」を策定し、機器更新及び三系浄水処理施設の増設に着手した。

平成二十三年度においては市町村合併後の二市一町一村に給水しており、計画給水量（一日平均使用水量）は、前橋市が五万一千三百立方メートル、高崎市が六万四千二百九立方メートル、榛東村が三千四百八立方メートル、吉岡町が四千四百立方メートル、合計で十二万三千四百七立方メートルであり、一日最大給水量の合計は十六万立方メートルであり、年間実績では四千五百十六万二千九百七十六立方メートルの給水を行った。

なお、平成四年三月から水道水の送水を利用した最大出力八百四十キロボットの発電所を運転し、余剰電力を販売している。

年間給水実績と料金単価の推移

年 度	年間給水実績(㎥)	料金単価(円/㎥)
平成 一四	四四、九九三、五五〇	五〇
一五	四五、一一六、八二〇	〃
一六	四四、八九〇、〇二八	〃
一七	四五、〇三〇、六五二	〃
一八	四四、九八三、九一九	〃
一九	四五、〇三六、一二八	〃
二〇	四五、〇六六、五五〇	〃
二一	四五、〇三二、六三〇	〃
二二	四五、〇二五、五七五	〃
二三	四五、一六一、九七六	〃

施設概要

所 在 地	北群馬郡榛東村大字広馬場四一一の一
給 水 開 始	昭和五八年四月
水 源	利根川表流水(夏期)矢木沢ダム二・〇〇㎥/秒 (冬期)利根川自流〇・六三㎥/秒、 奈良俣ダム一・三七㎥/秒
取 水 位 置	沼田市岩本町大字巻五一八の三地先
一日最大取水量	一七二、八〇〇㎥
一日最大給水量	一六〇、〇〇〇㎥
給 水 区 域	前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町
建 設 時 期	昭和五三年度～昭和六〇年度
総 事 業 費	一九〇億円

二 新田山田水道

新田山田水道用水供給事業は、東毛の新田町、藪塚本町、大間々笠懸上水道企業団の二町、一企業団に平成二年四月から一部給水を開始し、四年三月に全施設が完成した。

給水開始から十五年が経過し、老朽した機器も見られる

ことから、安定給水を確保するため、平成十八年度から十九年度に中央監視制御の更新工事を実施した。

平成二十三年度においては市町村合併後の二市に給水しており、計画給水量(一日平均使用水量)は太田市が一万九千三百十二立方メートル、みどり市が三千七百七十立方メートルで、合計二万三千八十二立方メートルであり、年間実績では八百二万

六千四百四十立方メートルの給水を行った。

年間給水実績と料金単価の推移

年 度	年間給水実績 (㎥)	料金単価 (円/㎥)
平成一四	八、四〇四、九六四	一一七
一五	八、一七七、七八〇	〃
一六	七、八三六、二九二	〃
一七	七、八一九、三六八	〃
一八	七、九三四、六四〇	〃
一九	七、九五五、一三〇	〃
二〇	七、九六六、〇〇〇	一一〇
二一	七、八〇八、九二〇	〃
二二	七、八六七、九五〇	〃
二三	八、〇二六、一四〇	〃

三 東部地域水道

東部地域水道は、平成九年十月から館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町に給水を開始し、十六年度には事業計画の見直しを行い、事業規模を当初計画の二分の一とし、一日最大四万七百五十立方メートルに縮小した。

平成十八年四月から大泉町に、同年八月から太田市に

施設概要

所在地	みどり市大間々町桐原一〇三三の一
給水開始	平成二年四月
水源	(通年) 奈良俣ダム〇・三五〇㎥/秒、 四万川ダム〇・一六五㎥/秒
取水位置	みどり市大間々町桐原字大道東乙二二二六地先
一日最大取水量	四四、五〇〇㎥
一日最大給水量	四二、三〇〇㎥
給水区城	太田市、みどり市
建設時期	昭和六〇年度～平成三年度
総事業費	一四五億円

給水を開始した。

平成二十二年度には、ろ過水中の微小動物除去としてマイクロストレーナを設置し、より良質な水道水の供給に取り組んでいる。

平成二十三年度においては二市五町に給水しており、計画給水量(一日平均使用水量)は、太田市二千一百六立方

以、館林市一万八百六十七立方以、板倉町二千八百立方以、明和町一千六百八立方以、千代田町一千二十八立方以、邑楽町四千六百六十九立方以、大泉町一千七百九

十二立方以、合計で二万五千百三十立方以であり、年間実績では九百十九万七千五百八十立方以の給水を行った。

年間給水実績と料金単価の推移

年 度	年間給水実績(㎥)	料金単価(円/㎥)
平成一四	八、五八四、八五八	一一七
一五	九、五〇三、一九〇	〃
一六	八、五九五、七五〇	〃
一七	八、一六六、一四五	〃
一八	八、二三二、五六七	〃
一九	八、五三九、八二四	〃
二〇	八、七五四、一六〇	一一〇
二一	八、八九五、一八七	〃
二二	九、一六九、〇四四	〃
二三	九、一九七、五八〇	〃

施設概要

所 在 地	給 水 開 始	水 源	取 水 位 置	一日最大取水量(計画)	一日最大給水量(計画)	給 水 区 域(計画)	建 設 時 期(計画)	総 事 業 費(計画)
邑楽郡千代田町大字赤岩三三三	平成九年一〇月	利根川表流水・八ツ場ダム〇・五一㎥/秒	邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先	四四、〇五〇㎥	四〇、七五〇㎥	館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町、太田市(含尾島町)、大泉町	昭和六二年度～平成三二年度	二五〇億円

四 県央第二水道

県央第二水道は、平成十年六月から前橋市、伊勢崎市、赤堀町、佐波郡東村の四市町村に一部給水を開始した。

その後、平成十二年度から富士見村及び大胡町、十三年度から宮城村、粕川村及び新里村、十四年度から境町及び

北橋村、十五年度から玉村町に給水を開始した。

なお、県央第二水道は第一期工事として、浄水場施設の当初計画十八万五千立方以の四分の一を完成させて運転を開始したが、給水量の増加に対応するため、平成十四から十五年度で第二期工事を実施し、当初計画の二分の一

施設能力とした。事業規模は十六年度に見直しを行い、一日最大供給能力を十四万六千立方メートルに縮小した。

平成二十三年度においては市町村合併後の四市一町に給水しており、計画給水量（一日平均使用水量）は、前橋市二万二千二百九十立方メートル、伊勢崎市二万五千九百五十五立方

メートル、桐生市三千五百立方メートル、渋川市八百立方メートル、玉村町二万二千三百二十二立方メートル、合計五万三千七百七十七立方メートルであり、年間実績では一千九百八十二万九千二百九十九立方メートルの給水を行った。

年間給水実績と料金単価の推移

年 度	年間給水実績（ m^3 ）	料金単価（円/ m^3 ）
平成一四	一四、三七一、八〇八	一一七
一五	一六、四三九、〇八三	〃
一六	一八、六四八、三五一	〃
一七	一八、四一七、七四八	〃
一八	一八、六九九、二九六	〃
一九	一九、〇三九、六二九	〃
二〇	一九、三五七、一三一	一一〇
二一	一九、五〇四、八七〇	〃
二二	一九、八〇七、三六五	〃
二三	一九、八二九、二九九	〃

施設概要

所 在 地	給 水 開 始	水 源	取 水 位 置	一日最大取水量（計画）	一日最大給水量（計画）	給 水 区 域（計画）	建 設 時 期（計画）	総 事 業 費（計画）
渋川市北橋町大字箱田八二一	平成一〇年六月	（夏期）矢木沢ダム〇・三五 m^3 /秒、 広桃用水転用一・四九 m^3 /秒 （冬期）奈良俣ダム〇・三五 m^3 /秒、 八ツ場ダム一・四九 m^3 /秒	沼田市岩本町大字巻五一八の三地先	一五九、〇〇〇 m^3	一四六、〇〇〇 m^3	前橋市、伊勢崎市、桐生市、渋川市、玉村町	昭和六二年度～平成三二年度	六〇九億円



県央第二水道事務所概観

五 水質検査センター

上水道の水質基準が、平成四年十二月に「水質基準に関する省令」において、大幅に拡充強化されたことに伴い、群馬県では、五年度に「群馬県水道水質管理計画」を策定した。

これを受け、企業局では、「群馬県広域水道水質検査センター（仮称）基本計画」を策定し、平成九年度に太田市新田反町町に「群馬県水質検査センター」を開設、自己検査のほか、受水一市五町一村の受託検査を開始した。

平成十七年度以降は、自己検査機関として運営している。

平成二十三年九月から、東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の検査を行うため、分析機器を整備した。

また、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するため、水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を平成二十四年一月に取得した。